

平成 19 年

# 第 1 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 19 年 2 月 27 日開会

柳泉園組合議会

## 平成19年第1回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	2
○開 会	2
・仮議席の指定	2
・選挙第1号	2
・指定第1号	4
・会期の決定	5
・会議録署名議員の指名	6
・選任第1号	6
・諸般の報告	8
・施政方針	8
・行政報告	8
・議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 1
・議案第2号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 3
・議案第3号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 4
・議案第4号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 6
・議案第5号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 7
・議案第6号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 0
・議案第7号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 0
○閉 会	7 6

平成19年第1回  
柳泉園組合議会定例会会議録

---

平成19年2月27日 開会

---

議事日程

- 1 仮議席の指定
- 2 選挙第1号 議長の選挙
- 3 指定第1号 議席の指定
- 4 会期の決定
- 5 会議録署名議員の指名
- 6 選任第1号 廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任
- 7 諸般の報告
- 8 施政方針
- 9 行政報告
- 10 議案第1号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 11 議案第2号 柳泉園組合助役の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 12 議案第3号 柳泉園組合退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 13 議案第4号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約の改正について
- 14 議案第5号 平成18年度柳泉園組合一般会計補正予算
- 15 議案第6号 平成19年度柳泉園組合経費の負担金について
- 16 議案第7号 平成19年度柳泉園組合一般会計予算

---

1 出席議員

- |          |         |
|----------|---------|
| 1番 並木克巳  | 2番 白石玲子 |
| 3番 上田芳裕  | 4番 板垣洋子 |
| 5番 小峰和美  | 6番 相馬和弘 |
| 7番 西畑春政  | 8番 小野幸子 |
| 9番 粕谷いさむ |         |

## 2 関係者の出席

管 理 者	野 崎 重 弥
副 管 理 者	星 野 繁
副 管 理 者	坂 口 光 治
助 役	森 田 浩
収 入 役	石 津 省 次
東久留米市環境部長	小 山 満
西東京市環境防災部長	斎 藤 静 男
清瀬市市民生活部長	金 子 宗 助

## 3 事務局・書記の出席

総務課長	大 野 常 雄
施設管理課長	蛭 田 義 一
技術課長	櫻 井 茂 伸
技術課主幹	田 春 政 雄
資源推進課長	涌 井 敬 太
書記	山 田 邦 彦
書記	米 持 讓
書記	本 間 尚 介

---

午前10時00分 開会

○副議長（上田芳裕） 定足数に達しておりますので、ただいまより平成19年第1回柳泉園組合議会定例会を開きます。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

---

○副議長（上田芳裕） 「日程第1、仮議席の指定」を行います。

仮議席はただいま御着席の議席といたします。

---

○副議長（上田芳裕） 「日程第2、選挙第1号、議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては地方自治法第118条第2項の規定によ

り、指名推選によって行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（上田芳裕） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては代表委員にて指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（上田芳裕） 御異議なしと認めます。よって、東久留米市の代表委員であります並木克巳議員にお願いをいたします。

○1番（並木克巳） それでは、御指名をさせていただきます。

議長に西東京市選出の相馬和弘議員を御指名いたします。よろしく願いいたします。

○副議長（上田芳裕） お諮りいたします。ただいま代表委員において指名いたしました相馬和弘議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（上田芳裕） 御異議なしと認めます。よって、ただいま御指名いたしました相馬和弘議員が議長に当選いたしました。

ここで会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、議事進行交代いたしまして相馬議長にお願いをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（相馬和弘） それでは、ただいま満場一致で議長に御選挙いただきました西東京市選出市議会議員の相馬和弘でございます。

就任に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

西東京市の場合、合併した関係もございまして、昨年12月末に市議会議員選挙が行われ、市議会が改選されました。それを受けまして2月の臨時議会で新しく3名の柳泉園組合議員が選出されたところでございます。私は引き続きということになりますけれども、大変、今、中間処理施設の柳泉園組合としては、各構成市、いろんな容器リサイクル法の取り組みや有料化等々、また、減量化の問題など一生懸命取り組んでいるところだと思っておりますけれども、組合議会としてもこれから環境循環型の社会に向けて一生懸命取り組んでいきたい、また、活発な御議論をお願いしたいと思います。また、議事運営に当たりましては中立公平な立場で貫いてやっていきたいと考えております。

とは申し上げましても、今回限りの議長でございますので、また4月にそれぞれ清瀬市、東久留米市と改選されることとなりますけれども、またその中で、以降新しい議会の人事ということになるかと思いますが、本日は第1回定例会でございますけれども、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、次第に従いまして進めてまいります。

---

○議長（相馬和弘） 「日程第3、指定第1号、議席の指定」を議題といたします。

議席は会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定をいたします。

議員各位の氏名と議席の番号を職員に朗読させます。

○総務課長（大野常雄） 議席の指定を申し上げます。

4番、板垣洋子議員、5番、小峰和美議員、6番、相馬和弘議員。

○議長（相馬和弘） ただいま朗読したとおり議席を指定いたしました。

ここで、昨年末に西東京市におきまして市議会議員選挙が行われ、本日、柳泉園組合議会議員として新たに選任された皆様がお出席をされております。初対面の方も少なくないと思いますので、議員各位のごあいさつを1番の並木議員から順次お願いいたします。

○1番（並木克巳） おはようございます。東久留米市議会から選出されております並木克巳と申します。会派は自民・市民クラブでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○2番（白石玲子） おはようございます。私は東久留米市議会から選出されております白石玲子と申します。会派は民主・市民ネットワークでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○3番（上田芳裕） 続きまして、3番の上田芳裕と申します。市議会公明党の幹事長をしております。よろしくお願い致します。

○4番（板垣洋子） 初めまして。西東京市議会から選出されました生活者ネットワークの板垣洋子と申します。新人でございますので、何分にもふなれで、また、わからないことが多く御迷惑かけるとは思いますけれども、誠心誠意努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○5番（小峰和美） 皆さん、初めまして。西東京市市議会議員の小峰和美です。所属は西東京市自民党・無所属です。過去に2期、ここで邪魔させていただきましたが、またこれから皆様方と御協力して、よりよい議会運営に努めてまいりたいと思います。よろし

くお願いします。

○7番（西畑春政） おはようございます。清瀬市議会選出の西畑春政でございます。公明党でございます。よろしくお願いいたします。

○8番（小野幸子） 清瀬市議会選出の小野幸子です。会派は日本共産党です。よろしくどうぞ。

○9番（粕谷いさむ） 清瀬市議会の粕谷でございます。おはようございます。今まで民主クラブと言っていたんですけども、名前を変えまして清瀬自民クラブということになりました。よろしくお願いいたします。

○議長（相馬和弘） どうもありがとうございました。

---

○議長（相馬和弘） それでは、続きまして、「日程第4、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、2月20日に代表者会議が開催されておりますので、当日御出席いただきました並木克巳代表委員に報告を求めます。

○1番（並木克巳） 改めましておはようございます。去る2月20日代表者会議が開催され、平成19年第1回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成19年第1回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、2月27日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程としましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第6、選任第1号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」についてを行います。

次に、「日程第7、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第8、施政方針」及び「日程第9、行政報告」を続けて行い、質疑は行政報告の終了後に一括してお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第10、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第11、議案第2号、柳泉園組合助役の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第12、議案第3号、柳泉園組合退職手当支給条例の一部を改正する条

例」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第13、議案第4号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の改正について」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第14、議案第5号、平成18年度柳泉園組合一般会計補正予算」を上程し、採決いたします。

最後に、「日程第15、議案第6号、平成19年度柳泉園組合経費の負担金について」、「日程第16、議案第7号、平成19年度柳泉園組合一般会計予算」は関連がございますので、一括上程し、個々に採決いたします。

以上で本日予定された日程がすべて終了となり、第1回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（相馬和弘） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

---

○議長（相馬和弘） 「日程第5、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の両君を指名いたします。

第3番、上田芳裕議員、第4番、板垣洋子議員、以上のお二方をお願いをいたします。

---

○議長（相馬和弘） 「日程第6、選任第1号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任につきましては、柳泉園組合特別委員会条例第3条の規定により、議長において指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

板垣洋子議員、小峰和美議員、相馬和弘議員、以上3名の議員を新たに廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 御異議なしと認めます。よって、以上の諸君を廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任することに決しました。

ここで職員をして議席番号表、特別職及び議員名簿、特別委員会委員名簿を配付させます。

〔資料配付〕

○議長（相馬和弘） ここで助役より特別職及び職員等の紹介をいたします。

○助役（森田浩） おはようございます。それでは、議長の御指名でございますので、私から紹介させていただきます。

まず初めに、柳泉園組合管理者、野崎重弥東久留米市長でございます。

○管理者（野崎重弥） 野崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 次に、副管理者、星野繁清瀬市長でございます。

○副管理者（星野繁） おはようございます。星野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 同じく副管理者、坂口光治西東京市長でございます。

○副管理者（坂口光治） おはようございます。坂口光治です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○助役（森田浩） 続きまして、石津省次収入役でございます。

○収入役（石津省次） おはようございます。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 続きまして、関係市の担当部長を紹介させていただきます。

清瀬市の金子宗助市民生活部長でございます。

○清瀬市市民生活部長（金子宗助） 金子でございます。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 東久留米市の小山満環境部長でございます。

○東久留米市環境部長（小山満） おはようございます。小山です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 西東京市の斎藤静男環境防災部長でございます。

○西東京市環境防災部長（斎藤静男） 西東京市の斎藤です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 次に、組合の職員を紹介させていただきます。

総務課長の犬野でございます。

○総務課長（犬野常雄） 犬野でございます。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 施設管理課長の蛭田でございます。

○施設管理課長（蛭田義一） 蛭田でございます。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 技術課長の櫻井でございます。

○技術課長（櫻井茂伸） 櫻井です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 技術課主幹の田春でございます。

○技術課主幹（田春政雄） 田春です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 資源推進課長の涌井でございます。

○資源推進課長（涌井敬太） 涌井です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 最後になりましたが、私、助役の森田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で紹介を終わりといたします。

○議長（相馬和弘） 以上で特別職等の紹介を終わります。ありがとうございました。

---

○議長（相馬和弘） 「日程第7、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

---

○議長（相馬和弘） 「日程第8、施政方針」及び「日程第9、行政報告」を続けて行います。

なお、質疑につきましては、行政報告が終了した後、一括してお受けをいたします。

まず、施政方針を行います。

○管理者（野崎重弥） おはようございます。本日、平成19年柳泉園組合議会第1回定例会の開催に当たりまして、施政方針を申し上げる前に一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

各市とも第1回定例会の開催を控えましてそれぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては本日の定例会に御出席をいただきまして大変ありがとうございます。本年度におき

ましても議会の皆様方の御理解と御協力を賜りまして柳泉園組合事業の円滑な推進、諸課題に全力を挙げてまいりつものでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本日の定例会におきましては、御案内のとおり、専決処分の御報告を初め条例並びに平成19年度の予算案など、7件の議案を御提案申し上げさせていただいております。御審議を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

続きまして、施政方針を申し上げます。

平成19年第1回柳泉園組合議会定例会に当たり、柳泉園組合の主な課題とその対応及び平成19年度事業運営に対する基本的な考え方を申し上げ、柳泉園組合並びに関係市の市民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、事業運営の基本方針について申し上げます。

近年、環境行政をめぐる状況は、廃棄物の処理から循環型社会の構築へと大きく変わってきております。当組合といたしましても関係市との連携を図りながら、ごみ減量、資源化など社会背景の変化等を十分に把握した上で、着実に変革を進めていかなければならないと考えております。

このような状況において当組合として解決すべき課題と、その対応がございまして。

初めに、容器包装リサイクル法の対象となります「その他プラスチック」の資源化について申し上げます。

昨年10月から清瀬市及び東久留米市において分別収集及び資源化が開始され、本年度は西東京市において「その他プラスチック」の分別収集及び資源化を開始することにより、本年度は不燃ごみ等の搬入量を平成17年度実績に比較して3,441トン、25.2%減を見込んでおります。このことにより、クリーンポートにおける不燃ごみ中の可燃物等の焼却量及び最終処分場への焼却残渣量が減り、不燃ごみとして集められてきたシャンプー容器、洗剤容器等も関係市でその他プラスチックとして集められ、当組合で再利用の一環として固形燃料化してきた硬質系プラスチック類量も減っております。また、クリーンポートの発電量減を考慮しても「その他プラスチック」の資源化は当組合の経費削減等に貢献するものと考えております。

なお、平成19年度当初予算において、既に資源化を進めております清瀬市及び東久留米市の負担金に資源化により減少した不燃ごみ等の分を反映するべく検討を行いました。本年度は現行の負担方法に基づき算出し、平成18年度の減量効果は平成20年度において反映させていただきます。

次に、多摩地域ごみ処理広域支援について申し上げます。

本年1月に小金井市長より、小金井市と国分寺市の新ごみ処理施設稼働までの可燃ごみ処理の広域支援の要請がございました。要請の期間は平成19年4月から平成29年3月末までの10年間、支援要請量につきましては平成19年度約500トンでございます。小金井市と受け入れについて検討してまいりましたが、平成19年4月から平成20年3月末までの可燃ごみ処理量約500トンにつきましては、クリーンポートの定期点検等を考慮の上、処理可能と判断しているところでございますが、受け入れ期間につきましては今後の当組合のごみ処理量及び小金井市と国分寺市との状況等を勘案し、平成19年度の1年間について受託を考えております。

次に、事業執行の適正化・効率化について申し上げます。

関係市においては、国から地方への税源移譲、地方交付税の見直し等により、財政運営は極めて厳しい状況下にあります。このため、当組合の施設運営に当たっては、関係市が極めて厳しい財政状況であることを念頭に置いて、日常業務の見直しをさらに進め、工事等における入札時の予定価格の事前公表を実施し、経費の節減に努めてまいります。

次に、関係市との人事交流について申し上げます。

当組合が事業を円滑に進める上で、関係市と意思の疎通を図ることは極めて重要であり、平成10年度から関係市との人事交流を行ってまいりました。平成18年度をもって西東京市との人事交流の期限が終了となりますので、平成19年度より3年間、改めて西東京市との人事交流を行ってまいります。このような人事交流を今後も続けることによりまして、所期の目的であった当組合職員の能力や資質の向上にも大きな意義があるものと考えております。

次に、人事管理について申し上げます。

今後の人件費の抑制、職務職階制に基づく適正な人事管理を進めるため、現行の特殊勤務手当の見直しとともに、既に関係市において実施されている職務職階制に基づく給料表等に準拠した給与制度の改正に努めてまいります。

なお、ここ数年にわたる団塊世代の定年退職後の欠員に対応するため、ごみ処理施設のクリーンポート運転業務において派遣職員を充てており、本年度も引き続き焼却炉の運転管理は組合職員及び派遣職員で対応してまいります。

次に、本年度の予算編成について申し上げます。

予算編成に当たりましては、関係市の財政事情が極めて厳しいことを踏まえ、歳入にお

ける使用料及び手数料については、平成17年度の決算額をもとに精査した上で計上いたしました。歳出においては、ごみ処理施設等の維持管理に係る経費については、基本的に前年度の契約額を精査した上で計上しております。このことにより関係市の負担金は昨年度と比べ2億1,936万9,000円、10.0%減となっております。また、職員の定年退職による補充は前年度に引き続き原則行わないこととしており、本年度は職員定数59人に対し8人減になります。人件費の抑制のため欠員分は再任用職員と派遣職員で対応するとともに、前年度に引き続き助役の期末手当の12%及び管理職手当の10%の削減を行います。

次に、本年度の主要施策について申し上げます。

可燃ごみについては、関係市の搬入計画に基づきまして、年間搬入量を平成17年度実績の7万7,582トンに比べ0.9%増の7万8,267トンを見込んでおります。

なお、クリーンポートの適正管理及び経費節減を図るため、設備管理台帳システムの構築を図ります。

不燃ごみ及び粗大ごみの処理につきましては、可燃ごみと同様、関係市の搬入計画に基づきまして、年間搬入量を平成17年度実績の1万3,681トンに比べ25.2%減の1万2,400トンを見込んでおります。不燃ごみ等は、粗大ごみ処理施設で分別・破碎後、固形燃料による資源化を図り、その他可燃物はクリーンポートで焼却処理いたします。

なお、スプレー缶穴あけ作業の安全性確保のため、処理装置を借り上げ設置いたします。

資源物の処理につきましては、平成17年度実績の9,603トンに比べ12.9%減の8,367トンを見込んでおります。資源物は、リサイクルセンターで選別・梱包などした上で資源化を行ってまいります。

し尿の処理につきましては、平成17年度実績2,682キロリットルに比べ5.1%減の2,545キロリットルを見込んでおります。

厚生施設「柳泉園グランドパーク」の運営につきましては、安全の確保と衛生面に配慮した厳重な水質管理など、市民の皆さんに施設を快適に利用していただくよう努めてまいります。

なお、テニスコート利用者への配慮からトイレを新たに設置し、緑地公園にはベンチを設置いたします。

次に、今後の組合の課題について申し上げます。

粗大ごみ処理施設の改修計画については、容り法プラスチック類の資源化の状況及びし

尿の搬入量等を見ながら関係市と連携を図り、対応してまいりたいと考えております。

また、組合運営に当たっては、既に多摩地域の清掃施設において実施されている焼却運転の委託化を視野に入れ、費用効果を精査した上で効率的な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、平成19年度の組合事業に関する基本的な考え方を申し述べましたが、組合議会、関係市住民の皆様並びに周辺地域の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げまして、平成19年度の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（相馬和弘） 次に、行政報告を行います。

○助役（森田浩） それでは、行政報告をさせていただきます。

別紙御配付の行政報告をごらんいただきたいと思います。大変申しわけございませんが、1カ所訂正方をお願いいたしたいと思います。2ページの上段の3ごみ処理手数料の徴収状況、その下の表3となっておりますが、これは表2でございますので、大変申しわけございませんが、御訂正方よろしくお願い申し上げます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告は、平成18年11月から平成19年1月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についてでございます。

初めに、1ページをお開きいただきたいと思います。総務関係でございます。

1の庶務についての事務の状況でございますが、11月6日及び7日に柳泉園組合周辺自治会定期協議会を開催いたしました。今回の協議会では、先ほどの施政方針においてもお願い申し上げましたが、多摩地域ごみ処理広域支援についてその経過及び組合の基本的な考え方等も協議させていただいております。周辺自治会の皆様方の御理解と御協力をお願いしたところでございます。

次に、関係市の清掃担当部課長をもって構成する柳泉園組合事務連絡協議会を11月16日と1月18日に開催し、平成18年第4回柳泉園組合議会定例会の議事日程（案）及び平成19年度当初予算（案）について協議をしてございます。

また、11月21日には両監査委員において例月出納検査が行われました。

次に、2の見学者の状況でございます。表1に記載のとおり今期は5件192人の見学者がございました。このうち小学校の社会科見学は2件154人でありました。

続いて、2ページの3のごみ処理手数料の徴収状況でございますが、表2に記載してご

ございますので、参照していただきたいと思ひます。

続きまして、4の契約の状況でございます。別紙行政報告資料として添付させていただいておりでございます。今期は、リサイクルセンター定期点検整備補修（その2）のほか3件の工事請負契約を締結しております。詳細につきましては資料のとおりでございますが、資料4ページのクリーンポート空調等自動制御設備復旧補修につきましては、さきの議会で報告させていただいた去る8月12日に発生いたしました落雷による事故に伴う補修でございます。現在、当該補修経費全額につきまして保険の適用について申請中でありまして、まだ結果は出ておりません。

次に、3ページでございます。ごみ処理施設関係でございますが、初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期のごみの総搬入量は表3-1のとおり2万2,514トンで、これは昨年同期に比較し552トン、2.4%減少しております。また、搬入量の内訳といたしましては4ページの表3-2から3-4のとおりでございます。可燃・不燃・粗大ごみの各搬入量とも昨年同期に比較し減少しており、特に不燃ごみの搬入量につきましては、平成18年10月から清瀬市及び東久留米市において容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化が開始されたこと等によりまして、搬入量が昨年同期と比較いたしまして2市合計で574トン減少しております。

次に、5ページの表3-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位でありまして、表4-1及び表4-2につきましては有害ごみの搬入状況をそれぞれ表にまとめたものでございますので、御参照いただきたいと思ひます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思ひます。

表5-1、5-2は缶等の資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は合計2,332トンで、昨年同期と比較し50トン、2.1%減少しております。

下段、2施設の稼働状況でございますが、まず、柳泉園クリーンポートの稼働状況についてでございます。順調に稼働しております。また、クリーンポートにおける今期の主な整備状況でございますが、1号炉につきましてはボイラーの電気・計装等の定期点検補修の実施、3号炉につきましてはろ過式集じん機の制御電子機器に作動不良が発生したため、一時、炉を停止し、点検整備を実施いたしております。また、クレーンバケットの2号機の交換補修の実施も行っております。さらに、落雷により損傷いたしました空調機器等の復旧補修等も実施しております。

次に、排ガス中のダイオキシン類測定につきましては、周辺自治会の方の立ち会いのもと、11月22日及び12月12日に実施いたしました。ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果につきましては、表7から表9に記載してございます。それぞれ排出・排除基準に適合しております。

また、柳泉園のクリーンポートの処理状況でございますが、7ページの表6の記載のとおりでございます。昨年10月から清瀬市、東久留米市におきまして容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化を開始されたことに伴いまして、クリーンポートで焼却している軟質系プラスチック類等の可燃物の焼却量は、昨年同期と比較いたしまして542トン、21.4%の減少となっております。

次に、8ページ下段の不燃、粗大ごみ処理施設でございます。各施設とも順調に稼動しておりまして、今期の施設整備といたしましては、小型破碎機の修理及びバグフィルターの清掃を実施してございます。粗大ごみ等の処理状況につきましては、9ページ上段の表10に記載のとおりでございます。容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化が開始されたことに伴いまして、不燃ごみの処理量は昨年同期と比較し減少傾向にございます。

次に、(3)リサイクルセンターについてでございます。記載のとおりコンベヤ等の定期点検補修等を実施し、今期も順調に資源物の資源化に努めたところでございます。資源化の状況につきましては、9ページの表11に記載のとおりであります。

次の9ページ下段、3の最終処分場についてでございます。焼却残渣の最終処分場への搬出でございますが、引き続き、東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は2,774トンで、これは昨年同期と比較し135トンの減少となっております。搬出状況は10ページの表12に記載のとおりであります。

次に、4の不燃物の再利用状況でございます。不燃・粗大ごみの処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしましたくずガラス・不燃物等につきましては、埋立処分場の延命化を図るため、埋立処分をせずに、RPFや路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては、表13に記載のとおりでございます。

次に、11ページに記載のし尿処理施設関係でございます。今期のし尿の総搬入量は601キロリットルと、昨年同期の673キロリットルに比べまして72キロリットル、10.7%の減少となっております。表14-1から表14-4に搬入状況の詳細を記載してございます。

また、12ページの表15は、し尿処理施設における下水道放流水の測定結果を記載し

ております。結果はそれぞれ排除基準に適合しております。

続きまして、13ページに記載の施設管理関係についてでございます。

厚生施設の利用状況でございますが、野球場につきましては今期は213回と昨年同期の182回に比べ17.0%の増、テニスコートは952回と昨年同期の1,048回に比べ9.2%の減、また室内プールは1万2,468人となっております、昨年同期の1万1,676人に比べ6.8%の増となっております。浴場施設は2万4,633人と昨年同期の2万5,522人と比べ3.5%の減となっております。詳細につきましては表16-1、16-2に記載のとおりでございます。

また、各施設の使用料の収入状況につきましては、表17のとおりでございますので参照していただきたいと思っております。

次に、14ページの3の施設の管理状況でございます。室内プール及び浴場施設の水質測定の結果を表18及び表19に記載しております。それぞれ測定結果の数値は基準に適合しております。

最後になりますが、去る2月20日に柳泉園組合周辺自治会臨時協議会を東久留米市と東村山市合同で開催してございます。多摩地域ごみ処理広域支援について協議を行っておりますので、その経過、協議内容等につきまして担当課長より報告させていただきたいと思っておりますので、議長においてお取り計らい願いたいと思っております。

以上、簡単でございますが、今期の行政報告とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 以上で施政方針及び行政報告が終わりました。

ただいま行政報告の最後の方で助役から御発言がありましたけれども、ここで資料の配付を求められておりますので、これを許可いたします。職員をして資料を配付させます。

〔資料配付〕

○議長（相馬和弘） 配付資料の説明を求めます。

○総務課長（大野常雄） ただいまお手元に御配付いたしました資料、多摩地域ごみ処理広域支援実施協定に基づく小金井市のごみ受け入れについて申し上げます。

このことにつきましては、第4回柳泉園組合議会定例会におきまして申し上げましたとおり、昨年10月、多摩地域ごみ処理広域支援第2ブロックから当柳泉園組合を含む各清掃施設に対しまして、平成19年4月からの小金井市可燃ごみを広域支援に基づき処理をお願いしたいとの依頼がございました。当組合といたしましては、クリーンポートの定期

点検補修等の日程、内容から、定期点検補修等を除く期間は小金井市のごみ処理を実施できるものと考え、今後のごみ処理量及び受け入れ期間については、第2ブロック広域支援の体制及び本年2月の国分寺市との状況を見て判断いたしたいと申し上げてまいりました。

本年1月、小金井市から当組合に対しまして、多摩地域ごみ処理広域支援実施協定に基づく小金井市の可燃ごみ処理等について要請がございました。要請の主な内容として、広域支援要請期間は平成19年4月1日から平成29年3月31日までの10年間、支援要請量は平成19年度は約500トンでございます。小金井市からの要請につきましては、さきの管理者会議におきまして、広域支援受託期間は平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間、受託量は平成19年度489トン、受託日数59日の内容で基本的に受け入れることを決定いたしております。

その後、小金井市のごみ受け入れにつきましては、2月20日、東久留米市及び東村山市と合同で開催いたしました周辺自治会協議会第1回臨時協議会において、お手元に配付しております資料を提出し、経過とともに小金井市からの要請及び当組合の対応について申し上げ、周辺自治会の皆様に広域支援による小金井市の可燃ごみの処理について御理解と御協力をいただきますようお願いいたしました。

なお、説明後に多数の質問及び要望等がございました。質問等を要約いたしますと、1点目は、小金井市からの要請が広域支援に当たるのか、このことにつきましては、広域支援の実施要綱第16条第2項に、新設であらかじめ計画された事態を言い、小金井市と国分寺市との間で一定の計画を進めているということで申し上げております。

2点目は、ごみの受け入れを1年としているが、今後、なし崩しに來られては困ると、このことについては、今後の小金井市と国分寺市との協議及び対応等、方向性を見定め、今回の受け入れ期間を1年間としたということで申し上げております。

3点目は、小金井市がごみ処理を要請している団体についての問い合わせがございました。これにつきましては、広域支援として第2ブロックでは東村山市の秋水園、それから多摩川衛生組合、三鷹市に要請しており、他のブロックでは多摩ニュータウン環境衛生組合に要請しているということで申し上げております。

ほかに周辺自治会の皆様から要望がございました。皆様からは、行政だけでなく小金井市の市民の皆さんに現状をわかっていただくため、広域支援について小金井市の広報などに掲載するように、また、臨時協議会の意見等を小金井市長に渡してほしいとの要望がございました。この要望につきましては、過日、小金井市に送付いたしているところでござ

います。

○議長（相馬和弘） 資料の説明は終わりました。

これより施政方針及び行政報告に対する質疑を一括してお受けいたします。もちろんただいまの資料等及び説明も含めて一括して質疑をお受けいたしたいと思います。

○2番（白石玲子） あらかじめ申し上げていなかったのですが、少しお時間をいただきたいと思うんですけれども、多摩地域ごみ処理広域支援実施協定を資料として出していただきたいと思いますので、議長におきましてよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。それから少し質問させていただきますけれども。

○議長（相馬和弘） ただいま2番、白石議員から実施協定の資料を求めるということでございますが、皆さんの御同意があれば議長として資料請求をしたいと考えております。

ただいまの資料請求について御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 特にならぬようでございますので、議長として執行部に資料を求めます。

暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

---

午前10時47分 再開

○議長（相馬和弘） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいま白石議員より資料要求があつて議長から執行部に資料の提出を求めましたが、資料を御配付するまで時間がかかるということでございますので、白石議員の質問を一たん保留にしまして、他の方の質疑をお受けしたいと思います。

〔「分割していいのではないか」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 分割になるけれども、いいですか、出るまで。

議事の都合上、暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

---

午前11時01分 再開

○議長（相馬和弘） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き、白石議員の質疑をお受けいたします。

○2番（白石玲子） それでは、大きく分けて3点御質問したいと思います。大きく分けてと申しましたので、少し内容についてはそれぞれ細かく伺っていききたいところがございますので、よろしくお願いいたします。

1点目ですけれども、小金井市のごみ処理広域支援の関係でお尋ねいたします。資料をあらかじめお願いしていなかったにもかかわらず早急に出していただきましてどうもありがとうございました。それでは、質問に入っていきたいと思います。

第1点目としては、私どもは、代表者会議の御報告ということもありましたけれども、管理者のプレス発表ということで詳細を知ったという状況がこの間ございます。そこで、いろいろな御意見もお持ちでしょうけれども、1つには、やはり私は管理者のプレス発表というのはフライングであったのではないかと思います。柳泉園が管理者会議で受け入れということでお決めになったということは、前回の定例会のときにも管理者会議で決定をしたいという御意向も伺っておりますので、それに沿ったものと理解はしておりますけれども、しかしながら、やはり議会に対する報告ということがあらかじめなかったということについては1つ議会軽視ではないかということで、御見解をお尋ねしたいと思います。

2点目としては、廃棄物処理法がございますね。この第4条に国及び地方公共団体の責務、そして第5条には廃棄物処理施設整備計画に関して書いてあります。第6条の2には一般廃棄物処理計画ということで市町村の処理について記載がございます。こういった法令上に基づきまして考えていきますと、やはり1つには、第5条のところ、廃棄物処理施設整備計画ということに関しまして、小金井市は一体どのような対応をされてきたのかということについては、この間、資料を出していただきましたので、経過としてはわかりますけれども、これはやはり1つの違反ではないかと私は思います。その点について、やはり状況がおわかりになっていらっしゃる範囲で結構ですから御見解を伺いたいと思います。

2番目には、一般廃棄物処理計画、この第6条の2というところなんです、この問題につきましては、柳泉園にもございますし、当然、小金井市にもあるわけですが、基本的には今回のこの流れというのは地方自治の原則というものが崩されるものであると理解しています。どこの自治体でもこういうことが起こり得ることが前例として出てきてしまえば、きちんとした対策を練っていないところは、まさか無責任にこういうことが頻発するとは思いませんけれども、当然のことながら今後だってどうなるかわかりませんので、その点についてはどうお考えでしょうか。

それから広域支援とは、ここには年数ということとは全然書いていないんですけれども、

資料を読ませていただきますと、一般にどの程度かということ、これはやはり御見解を一応ここで確認させていただきたいので、お尋ねしたいと思います。お答えいただきたいと思います。

それから、こちらの広域支援の実施要綱を拝見いたしますと、計画書の提出というのが第18条にございます。これは、一般的なところでは普通は清掃工場の定期点検など、そういった短期間の中で広域支援が必要になったときにやるということで、それを想定してこれが入っているんだろうと思いますけれども、小金井市はこの計画書の提出をきちんと柳泉園の側にしているのでしょうか。そして、しているとすれば、その内容はどのようなものであるのかということについてお尋ねしたいと思います。

それから、これまでお話ししたところに重なるんですが、実は小金井市は平成10年に小金井市というか、二枚橋衛生組合は耐震調査をしております。その結果に基づきまして平成11年には修理をしているんですね。その平成11年度の修理をしているにもかかわらず、平成13年の7月には天井の一部崩落が起きたりしているんですが、それについて、平成14年にはさらに焼却施設の構造物耐久調査ということでやっていらっしゃいます。それに基づいて、100億円と言われてはいますけれども、それをかけて直したと言われていて、この時点では平成21年までもつようにということで対応していらっしゃるんですね。そういう状況にあるにもかかわらず、この間でいきなりこういう動きが出てきたということについては、やはり納得はできないんですね。それについて情報がどの程度入っているのか、受け入れるということを管理者会議で決めている限りにおいては、情報ということはきちんと入っていると思いますので、その点についてはどのようにお考えなのかということについて伺いたいと思います。

それから、平成19年度の今後の予定ですが、一応先ほどの報告によりますと、施政方針に書いてありましたね、後ろの方にも資料ございますけれども、可燃ごみは0.9%増加ということをお予定しておりますが、これは小金井市分を想定していらっしゃるのでしょうか。

その次にお尋ねしたいのは、やはり先ほども周辺自治会の方に対しての説明をなさったときに、大分多くの方の意見とか質問が出たということをおっしゃっていました。それはやはり当然のことだと思いますけれども、私は、周辺自治会だけではなくて、やはりかなり広域的にこの問題に関しましてはきちんとした説明を行うべきだったと思っています。それとあわせて、それ以外の方が説明を聞きたいということであれば、私なんかも少しお

電話で問い合わせをさせていただいたんですけれども、周辺自治会の方に対する説明だからと柳泉園側でおっしゃっていましたが、やはり説明責任をきちんと果たすべきでございますから、何人にもきちんとした形で情報の公開をするべきであり、情報公開条例もあるわけですから、もちろん柳泉園の情報公開条例というのは関係市が対象になっていますので、そういう意味で私は不備だと思っておりますけれども、そういう意味ではきちんとした説明をどなたに対してでもするべきだと思いますので、その御見解を伺いたいと思います。

それから、大きく分けて2番目の質問に入らせていただきます。

入札の関係ですけれども、こちらでも資料を拝見しております、この間ずっと入札の関係では質問させていただいております。割と九十何%とか非常に高い数字で推移していたものが、この間、突然というか、これはきっと御努力の結果だと思いますが、85%とか74%、69%ということで数字が動いております。どの程度が落札率としてはいいのかというのはいろいろ御意見の分かれるところだと思いますけれども、私は前に申し上げたように、1つには、最低制限価格はきちんと入れるべきだと思います。今回は、もちろんこの間で予定価格については公表するという事で動かしておりますし、それはそれでいいと思いますけれども、余りにも極端に低い落札率というのは一体どこに影響が出てくるかという、今、格差社会と言われておりますけれども、質の管理、質の担保ということと、それからあるいは人件費などの問題で影響が出てくるということがやはり出てきています。そういった問題では、この問題についてはどうお考えかということも1つ伺いたいと思います。

2番目に伺いたいのは、粗大ごみ処理施設定期点検整備補修(その3)のところですが、ここの入札経過のところでは、テスコ株式会社という会社と、それからやはり現実に落札をされた奥多摩建設工業株式会社との間には大幅な金額の違いというのがありまして、それこそダブルカウントになっているんですね。これは、恐らく仕様書というものは当然1つですし、説明もきちんとされていらっしゃると思うので、なぜこのようなダブルカウントが起きているのか、前にもその点については伺ったことがありますけれども、その原因となるものについて伺いたいと思います。

入札の関係の3番目としては、ここに株式会社クボタが入っています。もちろん今までの経過の中で株式会社クボタには随分御協力はいただいていることはあると思いますけれども、前に質問させていただいたのは、やはり株式会社クボタは石綿の問題などで問題を

起こしております。そういう意味では、そういう会社に対してはどのようにするのかと前にお尋ねしたことがございましたけれども、そのときは社会的な責任はやはり問うものだとして御答弁いただいております。そういった意味では、その問題についてどうなのか、もちろん株式会社クボタでは、それなりに誠意を持ってその後、当たられているということは理解しておりますけれども、そういうことに関してきちんとした対応をされた上で指名競争入札に入れられたのかどうかということについて伺いたいと思っています。

それから、大きく分けて3番目です。職員人件費の問題について伺います。

施政方針に関しましては不補充ということを原則にして、定数が59人に対して8名の減であるということは、かなりのパーセンテージで抑えてしまうということになっていきますね。これはやはり再任用と派遣で対応していきたいと書いてありますけれども、私はやはり雇用労働問題というのは非常に大事な問題だと思っていますので、職員団体とのすり合わせは一体どうなっているのかということが1点目。

それから、2点目としては、今後の方向性としては一体この状況の中でどうするつもりなんですか。定員不補充ということで行くということは、このまま定数についての定員を変えていくのか、あるいは、それからこの状態においてマイナスだけをふやしているのか、それからまた、年代構成というのがあると思いますので、今後の管理的な責任を持たれる方の年齢層というのものもあるかと思っていますので、その年齢構成は一体どうなっているのかということも含めてお答え願いたいと思います。

○管理者（野崎重弥） 1点目について、私から御答弁をさせていただきます。

まず、プレス発表をしたということがございます。確かにプレス発表の場ではございました。しかしながら、あれは柳泉園組合管理者としてのプレス発表の場ではございません。実は、東久留米市の予算と第1回定例会に提案をさせていただき議案の定例の記者発表の席で、私ども東久留米市における予算の説明、それと第1回定例会に提出を予定させていただいている議案の説明、その記者発表は毎年定例で行っております。そのときに、私からその予算、議案の説明をした後、質疑を記者からいただきました。そのうちの1社の方から、東久留米市の予算発表の場ではあるけれども小金井市のごみの支援の関係について話を伺いたいという質問がございました。そこで、私は、16日の管理者会議、そして20日の代表者会議、そして20日の夜の近隣自治会との臨時協議会の場を終えた後でございましたから、東久留米市長として小金井市のごみの受け入れを1年間行うということが決定したという旨の発言をしたわけがございます。決して私は議会を軽視しているとか、

そういう認識は持っておりませんし、そういう気持ちで記者に対して発言をしたということではございません。あくまでも東久留米市の予算、議案の説明の定例の記者会見のときに、本件とは違うけれども、ひとつ答えてほしいということで御質問があったと、それにお答えをしたということでございます。

○助役（森田浩） 二枚橋、ひいては小金井市のごみの関係でございますが、これの広域支援のあり方といたしましては、ブロック会議の開催が当初行われたわけですが、その中でもいろいろ議論はされております。ただ、そういう中で、あくまでも今後の計画をきちんと立てるということを前提において、広域支援という形の中で各ブロックの中で支援していきましょうということが最終的に決まったわけでございますが、柳泉園におきましても前回の議会でも御答弁をさせていただいておりますけれども、その支援の内容については、小金井市と国分寺市の両市が今後の処理施設の計画をきちんと提案された中で、その様子を見ながら柳泉園としても具体的な量、期間については決めていきますという形で御答弁差し上げた中で、今回の結果、このような形になったということでございます。

また、期間の設定の仕方ですが、広域支援につきましては、その該当する組合なり自治体から、このような形で支援してほしいと、量並びに期間を決めて各支援団体にお願いが来りました。今回については10年間で年間500トンということで要請が来たわけでございますから、柳泉園として炉の定期点検並びにいろいろ整備がございますから、そのようなところを考慮いたしまして先ほど答弁させていただいた量を支援するということで決定させていただいたと、その中で期間については10年間という要請がございましたが、とりあえず小金井市と国分寺市で具体的に10年後には整備すると来てございますが、まだ今後、詳細に両市で詰めなければいけないこともございますので、その辺の様子を見ながら、今後、近隣住民の方とも相談させていただきながら、また議会にも相談させていただきながら、今後の件についてはそれでまた新たに検討するというので、とりあえず1年間ということで決定をさせていただいております。

それから、平成21年までもつということ当初計画されていたんではないかということでございますが、これにつきましては、特に二枚橋を含めて小金井市からいろいろな情報というのは入ってございません。ただ、この間、この議会で小金井市に要請いたしました案件の中で、長期的展望に立った計画で対応がなされてしかるべきではなかったのかという御質問の中で、回答といたしましては、平成16年11月の時点では、平成21年度までの間に調整が整い次第、組合を解散するとしていたしましたが、施設全体の老朽化が予想

以上に激しく、約2年ほど前倒しして平成19年3月をもって全炉焼却を停止することにした事情があるということをお理解いただきたいという御回答はいただいております。それ以上のことにつきましては今のところ私ども承知してございません。

それから、平成19年度予算との関係でございますが、平成19年度予算のごみの焼却量につきましては、予算で計上してございます量の中には小金井市の分については算定しておりません。

それから、周辺自治会との関係でございますが、この件につきましては説明会を開催させていただいたんですが、今回の説明会については、今までの広域支援を実施する際に行った方法と同様の方法で説明会をさせていただいたということでございます。ただ、今後、ほかの市民を含めた周知につきましては、また関係市といろいろ協議をさせていただいて何らかの形で、こういうことでこういう経過をもって柳泉園組合が広域支援を行うということについては3市とよく協議させていただいて、何らかの形で周知というか、報告を兼ねてさせていただきたいと思っております。

それから、価格でございますが、最低制限価格の設定をという御質問でございますが、これにつきましては、工事を行うという場合には、ある程度、最低制限価格を設定し、その質の確保とかそういうもの、また、人件費の適正な執行と、そこまでは私の方では関与することはございませんが、その辺のあり方ですね、それはその工事の中ではいろいろ考えなければいけないと思いますが、現在、行っております柳泉園のこの契約につきましては、ほとんど修繕とか、そういうものが多いものですから、例えば物をつくるとかではなくて、できた物をそこに持ってきて、それを利用して修繕するということですから、質の確保というのはその時点でできておりますから、そんなに最低制限価格というものを重要視することはないんじゃないかと、落札率が落ちても、それはそれなりに求められた機能とか、それは確保されるんじゃないかとは思っております。

それから、粗大ごみ（その3）の入札経過の仕様書で、かなり業者によっては差があるのは資料のとおりでございますが、これについては特に私ども発注者側で云々ということはありません。あくまでも入札をした結果、このようなことで数値が結果としてあらわれたということで、同一の資料で、何ら業者によって違った説明ということは一切してございませんし、同一の仕様書で同一の説明をしてございます。あくまでも結果であるということにとらえてございます。

それから、株式会社クボタの関係でございますが、これにつきましては、当時そのよう

な形で制裁に基づきまして、そういうふうな柳泉園の中で対応した経過があろうかと思えますけれども、それはそのときの経過であって、その後、きちんと指名参加に参加できるという基準の中で今回参加していただいたいということでございます。

それから、人件費の関係でございますが、退職者の原則不補充という形で平成19年度予算も編成させていただいたわけでございますが、そういう中で、今後の柳泉園のあり方をいろいろなところで最終的な柳泉園の形というものを検討していかなければいけないと思えますが、ただ、今までの柳泉園の業務の経過の中で、ほとんど委託化されているわけですね。それで今、委託化されていないものについては中央制御室の管理、運営が今、直営でやっているわけですね。そういう中で、他の処理施設を見ますと、かなり運転から消耗品とかそういうものの発注まで一括して委託をやっているというところが多く見られて、国でもある程度そういう形が好ましいということでもいろいろ検討されております。したがって、柳泉園におきましてもその辺の方向性も見ながら、今後、直営でやっているところの業務につきましてそのあり方を関係市ともいろいろ協議させていただいて、また、議会の皆様にもいろいろ御議論いただきたいと思えますけれども、方向としてはそういう方向がある。ただ、それにつきましてはまだ方向が出ておりませんから、組合を含む関係機関とはまだ正式に協議を行っておりません。ただ、内々では検討はしている状況でございますが、正式な交渉というものについてはまだ至っておりません。

私から答弁させていただきましたが、漏れていたら課長からさせていただきます。

○総務課長（大野常雄） 先ほどの御質問の中で、広域支援の要綱の中の第18条ですか、計画書の提出が当組合になされたのかという御質問がありましたけれども、これは、記載のとおり、ブロック代表に必要とする団体についてはそちらにお出しをするということで私どもでは理解をしているところでございます。

以上、その部分だけは答弁漏れかなと思ったものですから、お答えしたところでございます。

○2番（白石玲子） 答弁漏れもあるんですけれども、少し再質問をさせていただきたいと思えます。

最初のところですが、管理者が御苦労されているのはよくわかるんですね。経過としては、管理者が悪いわけではなくて、基本的な地方自治という原則に立った上で小金井市が準備をしてこなかったということがやはり問題なわけですから、別に管理者を責めるというわけではないんですけれども、しかしながら、今の御答弁ですと、別に重箱の隅

をつつこつもりはありませんが、柳泉園の報告の前に、それでは、市長としてプレスというのはやはり順番が違うのではないかと思いますので、その点については、もう過ぎてしまったということもありますけれども、きちんとそのあたりはそれなりに使い分けではないですけれども、段取りというものは踏んでいくべきではないかと思いますので、その点はよろしく願いいたします。経過が経過ですでお話しになったということもわからないわけではないのですが、よろしく願いします。

それから、広域支援の関係ということですが、18条の計画書の提出のことに関しての今の御答弁、よくわかったようなわからないような御答弁だったんですけれども、このところでは、想定されているもの、要するに広域支援自体の想定というものがこの18条に基づくものにとどまるのが普通だということです。それはもう今回の問題は想定外なんですね。想定外であったらばきちんとした計画書を出さなくていいのかといえばそういうわけではないですし、計画書といったって今までに出されている資料というのはかなりアウトですし、本当にあの状態で物事が進んでいくんだらうかということは当事者ではないとしてもわかるのではないかと思います。今出されている案も、二枚橋の跡地につくりたいということと、あるいは蛇の目ミシン工業株式会社の工場跡地につくりたいという2案が出ていますけれども、両方ともかなりハードルが高い案ですし、この状況の中でそれがうまくいくとは思えないというか、非常に厳しいであろうということは想定されることなんですね。そういった意味では、やはりそれなりには受け入れを求めているところに対して小金井市はきちんとした計画をもう少し緻密に立てて出すべきであるし、また、経過報告もきちんとするべきだと私は思います。この間の小金井市の状況というのは私はかなりずさんだとはっきり言って思いますし、こういう中で1年間という年度を区切られたということはそれなりにわかるんですけれども、それでは、1年で決められるのかということ、かなりの不安材料があるのではないかと思いますし、これはやはり単にそのまま受け入れてしまうということよりは、もう一度、私は小金井市に投げ返すということも大事なのではないか、少し言葉が過ぎるかもしれないんですけれども、そう言うよりほかないので、もう一度差し戻すというか、やはりもう少しきちんとした計画をつくりなさいと、それと、やはりこれまでの状況説明についても、今までの文書というものはどう読んでもこれまでの計画的な対応をしてきているとは読み取れないんですね。そういう意味では、責め立てるだけではないと思うんですけれども、そこはやはり管理者会議でもよく御相談いただいて、もう厳しくきちんと対応していただきたいと思います。その点についてはいかがで

しょうか。

それと、これまでの御答弁もありましたけれども、私は、この問題は報告にとどまるものではなくて、短期間の受け入れであればそれは報告でいいと思うんですけれども、やはり議案として上程をして、そして議論するということが必要な内容ではなかったのかと思いますので、その点についてはいかがでしょうか。

それから、可燃ごみの関係ですけれども、これは0.9%に入っていないと御答弁がありました。それでは、きょう私たちが今手にしているこの資料、施政方針と平成19年度の予算ですけれども、この施政方針の中にはちゃんと小金井市の問題が入っているんです。それで、これは管理者が決められたということであれば、だとしたら平成19年度予算の中にきちんと計上されていなかったらおかしいわけではないですか。それは量がそれほど多くないとかというのがおありなのかもしれませんけれども、それはきちんと出す。そういう姿勢で出すのであれば、それは当然のことながらちゃんと入れておくべきだったのではないですか。その点についてはいかがでしょうか。

それからあとは、説明責任の問題ですけれども、これから関係市に対してもやはりきちんと協議をされて周知していきたいとお話しになりました。それはどういう形でやられるのかというのはまだ今の段階ではわからないのかもしれませんが、一応想定されるものがどういうものなのかということについては伺いたいし、また、できればちゃんと説明会を開かれて、各関係市にきちんとした説明を市民の側にもしていただきたいと思います。単なる周辺自治会の御了解を得るということだけではないと私は思っています。その点についてはいかがでしょうか。

入札の関係ですけれども、先ほどの御説明ということでありましたけれども、内容がやはり内容としてかなり大きな問題、物も対象として含まれていますので、それはそれなりに考えていかれる方がいいのではないかと思いますので、今後、前に総合評価ということも申しあげましたけれども、それも含めて検討をしていただきたいと思っています。たしか入札の改善に関して委員会がずっと持たれていますので、継続的にそれはやっていってほしいと思うんですけれども、その経過を少しお尋ねしたいと思います。

株式会社クボタの件についてはわかりました。それはそれなりにその都度きちんと精査をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、差が大きいということですが、これはあくまでも結論だということですが、よっぽどいい素材を使って対応されるのでこれだけの金額がかさんでしまうのか、あるい

は内容の問題が違うのか、よくわからないんですが、大体基本的な積算というのは決まっていますので、それほど大きな差が出てくると思えません。そういった意味では、少しその原因というのは、今ではなくていいですから、きちんと調べておかれた方がよいのではないかと思います。

それから、職員の人件費の関係ですけれども、まだ経過としては基本的な方向性を出していないとおっしゃいましたけれども、07問題ということでございますし、やはりそれは今後どうしていくのかの方向はもう詰めていかなければならない段階に入ってきているのではないですか。そういう意味では対応が少し甘いのではないかと思いますので、その点についてはどうするのかということ伺いたしたいと思います。

一定程度、委託を進めていくということについては反対するというということでもないんですけれども、委託をしたから安上がりということだけではなくて、委託をした先については、もちろんその主体性がありながらも、やはりどういう内容で進行管理が行われているのか、進行管理というか、どういう内容でやはり事業が進められているのかということについてチェックをしていくのは柳泉園の役割ですから、そういった側面ではきちんとした体制で臨まれるということが必要だと思っていますので、その点についていかがでしょうか。

○管理者（野崎重弥） まず、小金井市の関係でございますけれども、私が承知している限りでは、小金井市は二枚橋の跡と蛇の目ミシン工業株式会社のところ、この2つどちらかに絞ったとは私は承知いたしておりません。今後、内部的には候補地の1つとしてこの2つを挙げられたようではございますけれども、今後、市民の皆さんからも候補地というものを協議していくという話も伺っております。ですから、この2つでどちらかとは私は承知いたしておりません。

それと、今回の広域支援の関係で、本来、報告で済むべき問題ではないだろうと、議決をもって支援を決めたらどうだという御指摘でございますけれども、お手元に御配付をさせていただきましたように、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱というものが多摩地域を3つのブロックに分けて体制ができ上がっております。なおかつ、このブロックの中の私どもは第2ブロックに所属をいたしておるわけでございますけれども、その第2ブロックの中で、第2ブロックを構成する市並びに一部事務組合が会議を開き、今回の件が広域支援に該当するかないかということも含めて協議をしております。その結果として第2ブロックとして広域支援体制を組んでいこうということが決定されておりますから、私どもはこのことについて、私どもも所属している一部事務組合として支援していくとい

うことを決定させていただいたところでございます。ですから、これまでもそのような形で広域支援体制を組んでおりますし、これからもそういった形の支援は行っていきたいと思っております。

○助役（森田浩） 予算と今回の小金井市からのごみ量搬入の関係が整合性がとれていないのではないかとということでございますが、確かに予算の中には反映してございません。それは、予算につきましては、いろいろな各市の負担金との関係でかなり前に編成しなければいけないという要因がございます。その後、この小金井市のごみを広域支援として受けるというふうで最終的にある程度判断しましたのが2月16日ですか、ですから、その辺の少し期間的なずれがどうしても生じてしまうということで反映できなかったというのが実態でございます。

今後、その予算を執行していく段階で何らかの形、予算に補正等が生じた場合には、それはまた議会にもいろいろお願いさせていただいていく中で執行していきたいと思っております。

それから、入札の関係でかなり差が出ていると、これは仕様書はあくまでも参加していただいている業者はすべて同一で対応も同一でございます。本当に結果としてこういうふうな形でなると、詳細にどうしてこうなるのかということについては内部的に、それは今後、提出された資料をもとに少し内部的に調査はさせていただきたいと思っておりますが、考えられるのは、かなり低い価格で応札された業者が、たまたま今回の補修についての機材を確保していたということも考えられないことでもないとは思いますが、実態はわかりません。

それから、今後の柳泉園のあり方という中で検討を早い時期にということもあるんですけども、今、内部的には内々ではいろいろな形の角度から検討はさせていただいてございまして、ある程度、平成19年度中には組合を含めまして関係機関と協議を始めたとは思っております。ただ、その中で、具体的には現在委託していないところを委託する場合に、実際職員の方がいらっしゃるわけですから、その辺の職員の処遇とか、そういうものを最大限配慮しなければいけないと思っております。また、委託するについても、現在行っている場合と委託する場合のコスト等をあらゆる角度から精査して、委託することによって一時的には増になりますけれども、その辺も含めて金額の精査はしていかなければならないと思っております。平成19年度中には何らかの形で方向性が出ればよいと思っております。

○2番（白石玲子） 御答弁ありがとうございます。

市長の小金井市の問題につきましての御答弁は、それはそれなりにわからないわけではないんですけども、やはり今回は、広域支援のこの内容、実施要綱を拝見してもこの限度を超えていると思わざるを得ないんですね。だから、経過として第2ブロックの中で検討されて結論を一定出したということは、経過としてはわかりますけれども、やはり目の前にこういう状況で困っている人がいれば、人情の問題で困っている人には手を差し伸べてあげなければいけないというその気持ちはわかりますけれども、お互いさまというところもあるのかもしれませんが、お互いさまではこれは困りますので、こんなことが二度と起こっては困るということも含めて、やはり私はきちんとした議論がこれは行われた上で小金井市に対しては対応するべきだと今でも思っています。御説明は御説明としても、そういうふうに私は思っていますので、議決をするかしないかということとはともかくとしても、このような状況の中で受け入れるということが果たして小金井市のためになるのかどうかということも含めて思います。子供を育てるときにはやはり甘いだけではいけなくて、よくないことをしたりしたら、それなりに厳しく対処するというのも相手を育てる大事な1つの要素だと思いますので、そういう意味ではやはり広く受け入れるということよりは、これは小金井市の担当者、もちろん市長を初め担当者としてしっかりとしたり話し合いをしていただきたいと思いますし、その後も、大変御苦労だと思いますけれども、やりとりをしながら状況を見守っていくとか、議論を進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、可燃ごみ関係の予算の関係はわかりました。

それと、入札の関係で、先ほど機材の問題も少し触れられましたけれども、落札したところをほかのところと比べてもそれほど、それはそれなりの金額で低いんですけども、大きな差があるわけではなくて、やはり金額の差があるということで調査をお願いしたいと思います。

それから、職員の関係ですけれども、これにつきましては平成19年度中に方向性を出されるということでしたが、いずれにしても管理部門が一体これから先どういう状況になっていくのか、人材育成ということもあると思いますので、やはり委託はしたけれども、委託をしてその状況をチェックする人間がいらないのでは何のための委託かわかりません。そういった意味では、やはり責任を持って対応をしていかれるために人材というのは欠かせないものですし、また、一定程度、何でも少なくすればいいということではな

くて、一定程度の人というものは必要ですから、その点についてはきちんとした見通しを立てて計画を立てていていただきたいと思います。

○議長（相馬和弘） 御答弁は求めますか。御意見だから、今の御意見に対して答弁は求めますか。

○2番（白石玲子） いいです。

○3番（上田芳裕） 時間も大分経過していますので、簡潔に質問いたしますので、簡潔な答弁で結構でございます。

まず1つは、施政方針であります。おおむね了といたします。このとおりだろうと、このように思っております。管理者も非常に苦慮されながら対応されているというのはよくわかります。

そこで1点、給与条例に少し触れておりますけれども、これ、考え方の違いだということであればそれはそれでよろしいんですけれども、私は、期末手当の話あるいは管理職の手当の話も出ておりますけれども、これは前にもお話ししているように、きちんと条例があるわけですから、比例法案的な条例でもって下げるというお話、それは気持ちはよくわかりますけれども、私は結論から言うと、下げる必要はないと、こういう思いです。そのかわり今まで以上に一生懸命仕事をしていただければ、市民はそれで納得するわけですから、もちろん議会も納得します。下げる必要はないと私はもう明確にしておきたいと、このようには思っております。せっかくの管理者の施政方針ですから、それはそれですとしますけれども、基本的にはこういうことは必要ないと。議会も同じですけれども、しっかり仕事をすればみんな喜んでサポートするわけでありますから、考え方を申し述べさせていただきますけれども、意見があればまたお話をいただきたいと思います。

それから、人員計画ですか、基本的にもう組織はスリム化をしなければならないと、肥大化した組織というのは、もうこれ日本全体そうですけれども、スリム化していかなければならないと、できるだけ外注も含めて民間の活力も応援をいただきながらと、こういう流れにある中で、柳泉園も当然そういう方向でいくという方針のように私は受けとめましたので、これはこれでよろしいと思います。

それから、行政報告に関する入札であります。これは改善されているなど、そういう思いで見させていただきました。改善されておりますので、その努力は努力として私は高く評価をしておきたいと、このように思います。文句を言うだけが議会の仕事ではありませんので、評価は評価としてきちんとしておきたいと。問題は随意契約をどうするかだな

と、そういう思いで見えております。随意契約ですので、これは特殊な、いわゆるパテントといえますか、そういったものを持っていると、ほかの業者ではできないという問題も当然出てくると思います。ですから、その辺を今後どうするのかなという思いで見させていただきましたので、見解があればお尋ねしたいなという思いであります。

それから、今ほど最低制限価格の話が出ておりましたけれども、いわゆる競争させることによって価格と質が高まるであろうというのが資本主義社会の基本原則でありますので、最低制限価格を設けるという考え方でいきますと、管理社会の要素を取り入れるということになりますので、それは少しいかがなものかなと、まさに自社責任といえますか、自己責任でもって、いわゆる法令遵守の問題も当然ありますので、安かろう悪かろうということであれば当然、後々大きな社会的制裁を受けるであろうことも含めて入札に参加するわけでありましょうから、私は最低制限価格をもって質を保持するという考え方を柳泉園が持つというのは少しいかがなものかなと、そういう思いであります。したがって、法令遵守の原則からいっても、出てきたものがいわゆる最高のクオリティーであるということ、あるいは価格であるということを前提に、今後も入札あるいは応札も含めてきちんと対応していくという姿勢があれば、それはそれでよろしいのではないかなと思います。その辺について御意見があれば承りたいと思います。

それから、施設を快適に使っていただくと、これは非常に大事なことでありまして、今後、私どももそういうことでサポートしていかなければいけないなと、そう思っております。

そこで、少し出た話で、具体的になるかどうかわかりませんが、浴場の使い方は、私、少し入ったことがないので申しわけないですね、入ったことがないで物を言うというものもいかなものかと思えますけれども、卓球台があれば非常に快適で今まで以上に使いやすいという話も実は出ました。ですから、恐らく温泉旅館のイメージで物を申されているのかなという思いもしますけれども、そういうスペースがあるのかどうなのか、あるいは卓球台といってもただではありませんので、そういう施設といえますか、そういう娯楽施設と言うんですかね、卓球台を娯楽施設と言うかどうかわかりませんが、例えばという話が出ましたので、快適に使っていただくという一環の中でそういった考え方も1つの方法として今後持っていただけるものかどうなのか、もちろん卓球台でなくてもいいんですけれども、そういうスペースが現実あるものかどうなのか、私も少しわかりませんが、検討していただければと思います。

それから最後に、資料の件であります。市長の施政方針にも出ておりましたし、私も新聞を少し読みましたけれども、もちろんその前に代表者会議で、私が職務代理という立場で皆さんを招集している立場もありますものですから、議会の流れは流れとして順を追ってそれなりにきちんと対応していると、このように思っておりますけれども、結論から申しますと、今回の管理者会議で結論を出し、管理者が発表といいますか、決められた小金井市のごみの搬入につきましては私は評価しておきたいと、このように思います。

放映されているビデオも、私はテレビを見る時間がなかったので後ほど見ましたけれども、要するに、現実問題として小金井市の市民の方が困っているわけです。これはだれの責任かという問題を追求するのはそんなに難しい問題ではないなとは思いますが、現実困っている市民の方に対して柳泉園組合として手を差し伸べることができるならば、それはいわゆる広域支援に該当するかどうか、要綱に該当するかどうかという問題も当然あるかと思っておりますけれども、該当するというブロック会議の結論も出ているようですから、そういう意味であれば、もちろんその施設を持っている東久留米市の住民の方、周辺住民の方あるいは3市の住民の方の意見も当然理解と協力を求めなければいけない、そのことはもう大前提でありますけれども、そういうことであれば私は、現実困っているわけですから、もちろんそれは程度の問題、それから期間の問題、量の問題、それはもう当然ありますよ、責任がありますからね、受け入れた以上は。ですから、そういう意味では、今回の施政方針及び管理者の結論は、私は間違っていないだろうと、こういうふうに思っております。

私もこの件に関しましていろいろお聞きして、関係者の方からもお話をお尋ねしたんですが、小金井の市長にだけ責任を押しつけるのはいかなものかなと私は思いました。と言いますのは、私の聞いているところの情報ですので正しいかどうか少しわかりませんし、その情報をもとに私が自分で理解した内容でありますので、おまえ、基本的に間違っているよという御指摘もあろうかと思っておりますけれども、少なくとも小金井市の状況をずっと聞きますと、暫定予算をずっと組まれていて計画的な方向性を出せというのは少しやはり厳しいんじゃないでしょうかね、別に小金井の市長の肩を持つわけではありませんけれども。そういう中で、地方自治体の責務は何ぞやと、計画も出さないでと、こうおっしゃる意味はもう十分わかります。私もそういうことを厳しく言ってきた人間でもありますし、これからはそうでしょうけれども。しかし、暫定ですと骨格ですから、これはもう市民に理解してもらおうということに対しても非常に難しいのではないかなと、森本毅郎が、では、市

議会は何をやっていたのと、こういうフレーズがテレビの放映で出ていましたけれども、まさにそういうことも含めて、我々は東久留米市あるいはその周辺の住民の御理解もいただきながら、やはり、心情論と言われると困りますけれども、困っているんだったら助けてあげましょうよというぐらいのものがあってもいいのではないのかなと。柳泉園だって今こうやってほとんど完璧な体制で動いていますけれども、これが100年続くなんてだれも思っている人はいないわけですよ。では、そのときどうするんですかという問題になろうかと思うんですね。お隣の秋水園がどうされているのか少しわかりませんが、そういうことも含めると、今回の方針は少なくとも私は間違っていないだろうと、そういうふうに思います。

小金井市に文句を言いたいこと、それは恐らく私が一番あるのではないかなと思いますけれども、しかし、それを言って問題が解決するんだったら一番いいですけども、それはそれとして、この場はきちんと、助けてあげるなんて傲慢な言い方をすると少し問題ありますけれども、そういうことではなくて、困っているんだから我々が許される範囲で受け入れてあげるということは正しいのではないかなと、こういう思いであります。

その点について御意見が——私の言っていることは自分で勝手に解釈してそういうふうに言っていますので、間違っているよという御指摘があればぜひお願いしたいと思います。質問と自分の意見と、時間がもう過ぎていきますので申しわけないんですけども、御回答いただきたいと思います。

○議長（相馬和弘） 答弁は昼食休憩後でよろしいですか。

○3番（上田芳裕） よろしいです、簡潔で。

○議長（相馬和弘） 質問が意見、要望も含めて6点ございましたので、多岐にわたっておりますから、一たん昼食休憩として、午後、管理者から御答弁いただきたいと思います。

それでは、昼食休憩のため暫時休憩といたします。午後の再開は1時といたします。

午前11時58分 休憩

---

午後 0時58分 再開

○議長（相馬和弘） それでは、昼食休憩を閉じて午後の会議を再開いたします。

それでは、上田議員の質問に対して管理者の答弁から。

○管理者（野崎重弥） 上田議員の御質問に対します御答弁から申し上げさせていただきます。

まず、1点目の人件費の抑制のために手当のカットということについては、違う形の考え方もあるのではないかという御指摘でございます。御指摘は御指摘として受けとめさせていただきたいと思っておりますけれども、施政方針の中でも申し述べさせていただきましたように、現行の特殊勤務手当の見直しとともに、既に関係市において実施されている職務職階制に基づく給料表等に準拠した給与制度を私ども今考慮しているところでございます。そういった中で、今後とも人件費の抑制というものについては考慮させていただきたいと思っております。

また、小金井市のごみ搬入の関係でございますけれども、近隣自治会との臨時協議会を開催させていただきましたときにも御意見をちょうだいしたわけですが、そのときに、やはり人道的な見地から受け入れはいたし方がないだろうと、そういうお話もちょうだいいたしました。しかしながら、これがどこに原因があったのかということと今後の小金井市と国分寺市の協議の動向、こういったこともやはり注視をしてほしいと、それと同時に、なし崩し的に10年間搬入ということはあるのではないかという御指摘もちょうだいいたしましたところでございます。

私は、今回、管理者会議の席上、1年間、当面1年ということで協定を結ばさせていただくということで管理者会議の中で決定させていただいたわけでございます。これは、小金井市と国分寺市の協定が本年4月から来年8月まででございます。ですから、基本的に私どもは、それを超える協定ということは結ぶことは考えられないということが1点。それと、現在においても小金井市は、ごみ処理場建設に向けてさまざまな努力をいただいているものと思っておりますから、それらの動向を判断する中で、次年度以降、また改めて判断をするということも申し述べさせていただきました。そういったことも踏まえて御理解をちょうだいできればと思っております。

○助役（森田浩） 2点目の入札契約の改善でございますが、柳泉園におきましても過去に現場説明会の廃止、また、予定価格の事後公表あるいは仕様書の見直し等、改善に向けて努力をさせていただいているわけでございます。そういう中で、今後、いかに競争性、公平性、透明性の確保が図れるかということを常日ごろ考えながら契約行為をしているわけでございます。そういう中で、随意契約でどうしてもしなければいけない契約というのがこの業務の特殊性という中から生じてきます。そういう中で、随意契約する際には、自治法上に定めます随意契約ができる範囲がございますから、当然それは厳守する中で、柳泉園組合といたしましてもそれに基づいて細則、規程をつくっております。そのような規

程を厳守し、随意契約をしているわけでございます。来年、具体的にはいかに随意契約する際に適正な価格に持っていくのかということのを来年度予算に——これから審議していただくわけですが、その中に設備管理台帳システムの導入ということで今検討しております、これも適正な価格を算定する際に非常に役立つというシステムでございます、この辺も含めて今後、契約行為全般の改善につきましては努めてまいりたいと思っております。

○施設管理課長（蛭田義一） 浴場施設内に卓球台等を設置いたしまして、快適な時間を過ごせないかという御質問でございます。

この施設は、実は以前、屋外プールの跡地を利用いたしましてスペースが限られた状態で公衆浴場的な施設を建設いたしました。内容といたしましては、洗い場を2つ、男女ということになっておりますけれども、各10カ所、平湯がやはり1カ所ずつで2カ所、ドライサウナも各1カ所ずつで2カ所、あと、ミストサウナが1カ所ついている方と露天ぶろが1カ所ついている方で左右分かれております。そのほかに入られての最初のロビー、長いすが置いてあるロビー、あと、大広間の75畳、ここはお客様が浴場にお入りになって、入場が1回ということになっておりますので、退室されるまではお客様がそこで1日いられる状況をつくるということで大広間を設けさせていただいております。あと、個室の和室が2カ所ございます。それ等で大体スペースをとられてしまっていますので、卓球台等を設ける場所としては今のところはないと思われま。そのため、利用者の皆様が快適に御利用いただくために今は水質管理や清潔感を厳重に維持しているところでございます。

○4番（板垣洋子） 初めてなもので不適切な表現をしてしまうかもしれませんが、新人議員ということでお許しいただければと思います。日ごろは私どもの廃棄物の処理をこちらでしていただき、大変感謝しております。私、市民としてずっとこの間、去年から新聞で小金井市の報道は、ごみのことについては日常的な身近な問題としてとても心に強く残る問題として印象深く残っております。そのときに、柳泉園は大丈夫なんだろうかというのがまず心配事になりました。職員の定数減とありますので、施設管理はこのようなことのないようにしっかりお願いしたい所存でございます。

それで、小金井市のことについてですが、クリーンポートでの処理ができるということが御説明にありましたけれども、市民としては、ここの施設で処理できるということよりも、むしろそのことによって空気が汚れるという、そちらの方が心配事としてある

と思います。地域の住民の方には自治会の協議会で説明会がされたとございましたけれども、先ほどの白石議員のおっしゃったように、広い範囲で地域住民への説明が今後されるのかどうかというところが今までのお話の中ではっきりわからなかったもので、そのところをもう一度教えてください。

それから、先ほどの説明ですと、やはりこれも小金井市のことですけれども、今後の受け入れについては国分寺市との方向性が決まってからということなので、新聞を読みますと、1年限りでもうしないように見受けられましたけれども、お話の中で、そうではないだろうということが予測できますので、そのことについてはしっかりと、やはりこの場所が市民の協力と理解のもとに成り立っているという意味では、周辺自治会の協議会だけではなくて、やはり広く説明してほしいと思いますので、どのような形で今後、この議会も含めて次年度以降のことはどのようなスケジュールでお知らせをしていただけるのかなということをお聞きしたいです。

以上、お願いいたします。

○管理者（野崎重弥） まず、私も記者会見といいたまいますか、東久留米市の予算と議案の説明会が終わった後、次の日の新聞を読んでいまして、柳泉園が1年だけしか支援をしないと記載してあった記事が1社だけございました。私も、少しこれは違うなと思いながら読んでおったわけでもございましたけれども、ほかの新聞はそういう記事になっておりませんでしたので、恐らくその方が取り方を違ったのかなとは思っておりますけれども、先ほど上田議員の御質問にも御答弁させていただきましたけれども、まず、小金井市と国分寺市が協定を結んでおります来年8月以降の部分まで支援を続けるということは考えておりません。ですから、本年4月から来年3月までということで協定は一度区切らせていただきたいと思っています。

ただ、その後、来年の4月以降の対応をどうするのかということは、やはり協議会の席でもまた指摘を受けましたけれども、こういった協議がなされているのかということがその後の支援をするかしないかということのやはり基本的な判断材料の1つになるだろうと思います。そういった形の中で、近隣の皆様方、定期協議会を開いておりますけれども、やはり説明できる形の動きというものが来年4月以降の判断の材料ということにはなるのではないかと考えております。

それと、近隣自治会に対する説明だけではなくて、例えば構成3市に対してきちんと柳泉園としての説明をしていくべきだという御指摘でございます。

先ほど助役から御答弁申し上げさせていただきましたけれども、これまでも柳泉園が広域支援を行っていく場合に、近隣自治会との協議会の席で御説明を申し上げ、柳泉園組合議会に御報告させていただいている、これが今までのパターンといいたいでしょうか、通常の支援のあり方でございます。しかしながら、今回は新聞報道も大きくございまして、テレビ等でもさまざまなニュースソースとしての広報がなされておるわけでございます。そういったことを考えますと、先ほど助役が御答弁申し上げましたように、今後、構成3市とも協議させていただきながら、こういった広報をしていくかということについては少し内部的に検討させていただきたいと思っております。

また、柳泉園組合ニュースは当然、今回の小金井市のごみの支援をすることになった経過というものについては、柳泉園組合ニュースの中ではきちんとお知らせをさせていただく考え方は持っております。

○議長（相馬和弘） 質問者の方、よろしいですか。再質問ございますか。

○4番（板垣洋子） では、確認させていただきます。

お知らせという形で紙面で統一的にお知らせをするということで、どこか場を設けて住民の方に集まってもらってということはこれまでもしていないし、このことについてもあえてするというお考えはないという御理解でよろしいでしょうか。

○議長（相馬和弘） よろしいですか。

○4番（板垣洋子） もう1つ、すみません。それから、今後のことについてですけども、国分寺市との流れの中でやっていくということはわかったんですけども、次のこの議会も随分先だとお聞きしているのです、その間に何か動きがあったりということはないのでしょうか。その前にももう少し明確な情報が入るのではないかと思いますので、そのような情報がどのようなスケジュールで私たちにも含めて知らされるのかということをお確認したかったんですけども。

○管理者（野崎重弥） 小金井市の動向で柳泉園組合議会の皆様方に御協議を申し上げなければならない事項、また、例えばですよ、候補地が決まったとか、そういった今後のごみ支援に関して重要な事項が生ずれば、それはやはり代表者会議なり、議長に御相談させていただきながら、こういった対応をさせていただくかということは内部的にも協議させていただきたいと思っておりますし、当然、議長とも御相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（相馬和弘） そのほか、質問ございますでしょうか。

○8番(小野幸子) 1つは、先ほどの質問にもありましたけれども、可燃ごみが0.9%ふえるということがありましたですね。そのことに対して、私も、そのふえる原因は何だろうなと思っていたんですが、小金井市の分が入っていないということですけども、どういうあれでふえる見込みをつくったのかということが1つあります。

それから、7ページの表6、柳泉園クリーンポート処理状況というところで軟質系プラスチック類等可燃物量という欄がありますけれども、11月と1月を見ると、1月はかなりふえているんですね。軟質系プラスチック類のふえている内容というか、どういうものがふえているんでしょうか、もしわかれば。と言いますのは、私、容り法が始まってかなり軟質系は減っているわけですけども、こういうふえ方、それで、さっきの可燃ごみのふえ方というのは、どういうところに要因を感じている、考えていらっしゃるのか、その辺が1つお聞きしたいところです。

それから、ずっとお話になっております小金井市の問題ですけども、大体話はわかりました。今後の問題として、やはり受け入れていく条件というか、そういうふうのをやはり最初にきちんと協定を結ぶ、そういうことが必要だと思います。やはり市民も、なし崩し的にとか先ほどおっしゃいましたけれども、そういうことがやはりすごく懸念されるわけですね。ですから、やはり広域的な支援という形ではやっていかなければいけないということはわかりますが、きちんとやはりそういう対応だけはしていただきたいなと思います。

それからもう1つ、少し私、何かさかのぼって申しわけないんですけども、今、不燃物を市川市の株式会社市川環境エンジニアリングだか何だかに行っていますでしょう。これは3年前から始まった、これで3回目の予算になるんです、組まれて。最初の予算のときは、茨城だったかの勝田というところと2社見積もりをとっているという段階だったんです。その後、私たちは視察に行きました。それが市川だったんですけども、ああ、ここになったんだなとそのとき思って、私は途中が少し抜けているので、説明をいただいたのかどうか、私が忘れているのかもしれませんが、この時点でこういうふうになったよというところが少し私、思い出せなくているんですね。ですから、2年前の予算のときはまだ決まっていなかったんです。2つの見積もりという段階であったんですけども、その後、どの段階で市川になったんだったかなというのが少し思い出せなくているんです。その辺少し、もしあれでしたらお聞きしたいなということ。その後、今、不燃物を持っていつている状況といいますか、そういうところを少し説明していただきたいと思い

ます。

○管理者（野崎重弥） 今、議員から御指摘いただきましたように、小金井市のごみを受け入れていくというときの明確な基準というものもつくっていくことが必要ではないかという御指摘でございます。

私どもは、今回ごみの受け入れを判断させていただきました1つといたしまして、広報がお手元にあると思いますけれども、ここで小金井市と国分寺市の覚書その2という形になっております。その1は、御承知かとも思いますけれども、その前の段階で、昨年、小金井市が国分寺市にごみの焼却を依頼するときに交わした覚書がその1になるわけでございますけれども、その中でも国分寺市と小金井市は一定の方向性を示して、次年度以降、引き続き焼却をするということであれば、その一定課題をクリアしてくれということになっておりました。それが今般、その2の中で新たな覚書ということになって、来年8月までという広域支援の覚書になったわけでございます。

ですから、私どもは、今後も国分寺市と小金井市がまず主体的に将来構想を持って、どうごみの焼却処理をしていくのかということについての基本的な方向性を見定めさせていただく、このことが第一義的にあるだろうと思っております。そういったものが私どもの20年4月以降のごみの受け入れを考える際の大きな指針の1つになるだろうと思っておりますので、私どもは、小金井市、国分寺市のこういった覚書から始まる協議の行く末、また、小金井市内におけるごみ処理場の予定地等々、幾つかあるわけでございますけれども、そういったものを参考にさせていただいてまた管理者会議の中で議論をしてみたいと思っております。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは、可燃ごみの0.9%増ということでお話ししたいと思うんですが、基本的には関係3市からこの数量は出していただいた形になっておりますが、私どもで少し確認しましたところ、平成18年の2月1日と平成19年の2月1日の比較ですと、人口にして3市の合計で約5,000人ほどふえておられます。直接的な原因ははっきりは定かではないんですけれども、こういうことが起因しているのではないかと考えられています。

○資源推進課長（涌井敬太） 11月、12月、1月の軟質系プラスチック類の焼却量の差ということについて、行政報告の4ページの表3-3をごらんいただきたいのですが、こちらに不燃ごみの搬入状況というのが記載されております。11月に比べまして12月、1月は100トン少し搬入量がふえております。この搬入量がふえている関係で12月、

1月の軟質系プラスチック類の焼却量が相対的にふえた。1月に関しましてさらにふえているのは、12月中に搬入量が多いものですから全量が処理できなくて、1月にまたがって処理をした分がございませう。その分を合わせまして12月よりも1月が多いと御理解いただけるとありがたいんですが。

それから、再利用で2社というお話ですが、勝田ともう1社、現在やっている株式会社市川環境エンジニアリングの方法が違っておりまして、勝田は固形燃料だけですね、株式会社市川環境エンジニアリングは固形燃料にした後、セメントとして利用するという方法で、2社から見積もりをとりまして、この株式会社市川環境エンジニアリングの方が價格的に安く、さらに最終的な再利用もされているということでこちらの会社に決定いたしまして、現在そのまま継続させていただいているという状況でございませう。

○議長（相馬和弘） 小野議員、再質問は。

○8番（小野幸子） 小金井市の件は、どうぞそのようにしていただきたいと、しっかりと協定を結んでやっていただきたいと思ひます。

それで、単なる人口増という、単なるって申しわけない、人口増だけがということなんですね。そうすると、各市から上がってきたその数字に基づいた量で計算した。それで、0.9%ということになるわけですか。そうすると、やはりここでかなり少くない増加です。人口増というのは確かにあると思ひますけれども、やはり人口増になっても減量ということではかなり積極的に各市ともやっていく必要があると、もちろんやっていると思ひますけれども、そういうことではそのことはわかりました。

それで、勝田から市川になって、そこで決定したというところがいつごろだったのか、そこら辺が少し、ごめんなさい、願ひします。

○資源推進課長（涌井敬太） 大変失礼しました。決まった時期は、平成17年4月から進めておりまして、見積もり合わせをしましたのは平成17年の3月中のこととございませう。

○8番（小野幸子） そうすると、平成17年の5月議会あたりに報告はしていただいているんですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○8番（小野幸子） そうですか。すみません。ありがとうございます。わかりました。結構です。

○議長（相馬和弘） ほかに質疑ございませうでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 以上をもって施政方針及び行政報告に対する質疑を終結いたします。

---

○議長（相馬和弘） 続きまして、「日程第10、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございますが、本議案は、平成18年12月、組合の関係市におきまして東京都の人事委員会勧告に準じ、職員の給与に関する条例の一部が改正されました。その内容を参考にいたしまして、柳泉園組合は平成18年12月25日、本条例の一部を改正し、給与改定について専決処分し、同日公布いたしました。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 補足説明を求めます。

○総務課長（大野常雄） 補足説明を申し上げます。

本条例につきましては、東京都人事委員会におきまして官民格差の実態を反映し、公民格差を是正する勧告を行い、組合の関係市におきましてもその趣旨を尊重し、昨年12月、職員給与の改正が行われております。このため、関係市の状況を参考に当組合職員の給与改定を実施するため、条例の一部を改正させていただいております。

次に、条例改正の内容ですが、関係資料として議案第1号資料、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表を添付させていただいておりますので、ごらん願います。

初めに、1ページの第8条第3項及び第4項の扶養手当の改正ですが、配偶者、または配偶者がいない場合の子1人につきましての手当1万4,500円を1,000円引き下げ、1万3,500円に改めております。

次に、2ページに記載の第9条の2第2項の調整手当ですが、東京都の地域手当の上げ幅に準じ、10%を1%引き上げ、11%に改めました。

次に、3ページに記載の別表第4条関係の給料表につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、4ページの附則ですが、第1項の条例の施行期日は平成19年1月1日としております。

次に、第2項の期末手当の特例でございますが、このほどの給与改定に伴いまして公民格差は調整が必要であることから、平成19年3月に支給する期末手当に限りまして一般職の職員の期末手当100分の30を100分の27に引き下げ、再任用職員につきましても100分の15を100分の13に引き下げるものでございます。

続きまして、関係資料として提出させていただいております平成18年度給与改定の概要をごらん願います。

1ページの1、給与改定率は給料と手当の合計で0.31%、1,344円の引き下げでございます。

次に、2、適用年月日は記載のとおりでございます。

次に、3、改定の内容は改定後の平均給料額等を記載しております。

次に、4、配分内容及び5、初任給等の内容は記載のとおりです。

次に、2ページの6、諸手当の改定でございます。

(1)の扶養手当につきましては記載のとおりです。

次に、(2)の調整手当18%になっておりますが、東京都の地域手当の平成22年度における率を参考に記載したもので、関係市の改定後の地域手当につきましては、清瀬市は12.4%、東久留米市及び西東京市は13%の支給率と伺っております。

なお、東京都の地域手当の上げ幅に準じ、調整手当10%を11%に引き上げるため、初めに公民格差分の給与改定0.31%の引き下げを行い、次に、調整手当の引き上げ1%相当分として給料月額全体を0.9%引き下げております。このため、改正後の給料は表上で1.05%、実質で1.08%の引き下げとなっております。

次に、住居手当、通勤手当については記載のとおりです。

なお、先ほど申し上げましたとおり、給与改定に伴う公民格差の調整のため、平成19年3月期の期末手当につきましては引き下げをいたします。

次に、3ページの国及び都の給与改定状況と比較及び4ページの再任用職員の給与改定の内容は記載のとおりです。

なお、給与改定につきましては、職員組合と協定書を締結し、12月25日に専決処分をさせていただきました。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（相馬和弘） 挙手全員であります。よって、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分については原案のとおり承認されました。

---

○議長（相馬和弘） 「日程第11、議案第2号、柳泉園組合助役の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第2号、柳泉園組合助役の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成19年度に支給する助役の期末手当について、関係市の財政状況を考慮し、前年度に引き続き、平成20年3月31日までの間、本条例第5条第2項の規定にかかわらず期末手当の12%を減額し、100分の88に相当する額を支給するため御提案申し上げるものでございます。

御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第2号、柳泉園組合助役の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第2号、柳泉園組合助役の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（相馬和弘） 挙手全員であります。よって、議案第2号、柳泉園組合助役の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

---

○議長（相馬和弘） 「日程第12、議案第3号、柳泉園組合退職手当支給条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第3号、柳泉園組合退職手当支給条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成18年度に支給する退職手当については、西東京市及び東京都市町村職員退職手当組合に加入している清瀬市、東久留米市の支給状況と均衡を保つため、本条例の一部を改正いたしたく御提案申し上げますのでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 補足説明を求めます。

○総務課長（大野常雄） 補足説明を申し上げます。

本条例につきましては、西東京市及び東京都市町村退職手当組合に加入しております清瀬市、東久留米市において平成18年度の退職手当額算定の特例措置が設けられたため、当組合職員と関係市職員の均衡を保つため、退職手当支給条例の一部を改正するものです。

条例改正の内容につきましては、関係資料として議案第3号資料、柳泉園組合退職手当支給条例の一部を改正する条例、新旧対照表を添付させていただいておりますので、ごらん願います。

初めに、1ページの附則、第3項の平成18年度の退職手当算定の特例でございます。平成19年1月1日から同年3月31日までに退職した者の第9条の規定——これは計算の基礎となる給料月額でございますが——の基礎による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による改正前の柳泉園組合職員の給与に関する条例に規定する給料月額を適用する。上記の期間、要するにこの1月1日から3月31日に退職する者については平成18年の12月31日現在の給料月額により退職手当を算出するというをこちらに載せさせていただいたものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成19年1月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第3号、柳泉園組合退職手当支給条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第3号、柳泉園組合退職手当支給条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（相馬和弘） 挙手全員であります。よって、議案第3号、柳泉園組合退職手当支

給条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

---

○議長（相馬和弘） 「日程第13、議案第4号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第4号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の改正についてでございますが、本議案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、当組合が加入しております東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の収入役に係る規定を改めるため、地方自治法第290条の規定に基づく議会の議決を経て、同組合規約を整備する必要がありますので、御提案申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 補足説明を求めます。

○総務課長（大野常雄） 補足説明を申し上げます。

改定の内容ですが、関係資料として議案第4号資料、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約、新旧対照表を添付させていただいておりますので、ごらん願います。

初めに、第9条の見出しを改めまして、同条第5項を「組合に会計管理者を置き、管理者が任免する。」に改めるものでございます。

次に、この規約は東京都知事の許可のあった日から施行し、平成19年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第4号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の改正についての質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論がある場合に、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第4号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の改正についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（相馬和弘） 挙手全員であります。よって、議案第4号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の改正については原案のとおり可決されました。

---

○議長（相馬和弘） 「日程第14、議案第5号、平成18年度柳泉園組合一般会計補正予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第5号、平成18年度柳泉園組合一般会計補正予算の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして歳入歳出予算をそれぞれ調整する必要がございましたので、現予算の総額34億9,424万3,000円に対し、歳入歳出それぞれ1億6,216万7,000円を追加させていただくため、御提案を申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 補足説明を求めます。

○総務課長（大野常雄） 補足説明を申し上げます。

議案第5号、平成18年度柳泉園組合一般会計補正予算と題した書類をごらん願います。今回の補正予算は、最終調整をさせていただく内容でございます。

初めに、2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正です。1、歳入及び2、歳出の款項の補正額につきましては、それぞれ記載する金額の調整をお願い申し上げます。

次に、第2表、債務負担行為補正は、本年度の契約額変更による限度額の変更です。それぞれ記載する金額に変更をお願い申し上げます。

次に、5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書でございますが、1、

総括につきましては表に記載のとおりでございます。

次に、6ページをお開き願います。

6ページ記載の2、歳入ですが、款2使用料及び手数料、項1使用料は350万円の増額です。

目1施設使用料、2節プール使用料及び3節浴室使用料は、宣伝等の効果により当初の予測に比べ、プールが4.3%、浴室が6.5%ふえる見込みでございます。

項2手数料、目1ごみ処理手数料は3,255万円の増額です。搬入量が当初の予測量1万5,400トンに対し、1,123トン、7.2%ふえる見込みでございます。

次に、款6諸収入、項2雑入は1億2,611万7,000円の増額ですが、目1雑入の1節資源回収物売払は、リサイクルセンターで選別回収するアルミ缶、スチール缶及びペットボトルなど、市場の値上がりによりまして、当初に予定した契約単価を超えて契約することができました。また、回収物量等もふえております。

次の2節回収鉄等売払につきましても、市場の値上がり等によりふえております。

次に、3節電力売払につきましては、昨年10月から清瀬市及び東久留米市における「その他プラスチック」の資源化により発電量に影響があるものと考慮いたしました。クリーンポートの効率的運転等により発電電力の確保に努めまして、当初の予定よりふえる見込みでございます。

次に、8ページをお開き願います。3、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費は427万5,000円の減額ですが、目3施設管理費157万5,000円の減額は、13節委託料の電波障害対策業務委託における対策棟数が減ったことによるものでございます。

次に、目4厚生施設管理費は270万円の減額ですが、節電等により11節需用費の光熱水費が減額しております。

次に、款3ごみ処理費、項1ごみ処理費は8,086万6,000円の減額です。

目2ごみ管理費は3,161万6,000円の減額ですが、主なものとしては11節需用費消耗品費の薬品の契約単価減によるものと、電力小売自由化により基本料金が約3分の1になり光熱水費を減額するものでございます。

次に、12節役務費は、クリーンポート人材派遣業務の契約差金です。

次に、13節委託料の焼却残渣輸送作業委託は、輸送量減と契約差金です。次の排ガス排水等分析委託及びクリーンポート定期点検整備補修等設計業務委託は契約差金でござい

ます。

次に、目3 不燃ごみ等管理費は2,450万円の減額ですが、11節需用費は粗大ごみ処理施設の定期点検整備費用の契約差金です。また、13節委託料の減は、不燃物量の減によるものでございます。

次に、目4 資源管理費は1,874万円の減額ですが、11節需用費はリサイクルセンターでの定期点検整備費用の契約差金による減でございます。

次に、目5 し尿管理費は601万円の減額ですが、11節需用費消耗品費及び光熱水費はし尿処理量減により減額するもので、修繕料は契約差金でございます。

次に、13節委託料は契約差金でございます。

次に、款5 予備費の2億4,730万8,000円の増額は、歳入歳出予算の増減額を差し引きし、追加をお願い申し上げるものでございます。

なお、予備費には、平成19年度の負担金で精算されます平成17年度分の私車処分費として9,625万2,000円が含まれております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第5号、平成18年度柳泉園組合一般会計補正予算の質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第5号、平成18年度柳泉園組合一般会計補正予算を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（相馬和弘） 挙手全員であります。よって、議案第5号、平成18年度柳泉園組合一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

---

○議長（相馬和弘） 「日程第15、議案第6号、平成19年度柳泉園組合経費の負担金について」及び「日程第16、議案第7号、平成19年度柳泉園組合一般会計予算」は関連がございますので、一括議題といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第6号、平成19年度柳泉園組合経費の負担金についての提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合同約第14条の規定によりまして負担金の算出方法及び負担額について定めるものでございます。

続きまして、議案第7号、平成19年度柳泉園組合一般会計予算の提案理由について御説明申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ33億3,464万6,000円で、前年度に比べ3,472万2,000円、1.0%の減でございます。予算編成に当たりましては、柳泉園組合を取り巻く財政状況が極めて厳しい状況でございますので、財源の確保と経費の節減などによりまして負担金を少なくすることに努めました。

なお、平成19年度の主な施策につきましては施政方針で申し上げたとおりでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 補足説明を求めます。

○総務課長（大野常雄） 補足説明を申し上げます。

初めに、平成19年度の事業計画は予算見積もりの根拠となっておりますので、予算資料について御説明申し上げます。

予算書の後に添付しております議案第7号資料、平成19年度柳泉園組合一般会計予算資料と題した書類をごらん願います。

1ページ目でございます。こちらに記載の1、組織の人員配置計画ですが、合計欄の職員51名は前年度当初に比べ4名減でございます。

なお、表の下段に外書きで再任用職員4名を記載しております。

次に、2ページをお開き願います。こちらに記載のごみ処理計画ですが、1、搬入予想量及び施設別処理計画は、各市が予測された量をもとに計画いたしました。可燃と不燃ごみ等の搬入予想量の合計は8万8,507トンで、平成17年度の実績に比べ3%の減です。この搬入予想量に基づき算出した各施設の稼働日数、処理内訳、最終処分計画量につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございます。

また、可燃ごみ、不燃ごみ等及び資源物の処理計画につきましては、3ページのフローシートに記載のとおりでございます。

続きまして、4ページ記載の4、ダイオキシン類測定及びその他分析調査計画ですが、各測定項目と実施時期、検体数及び排出基準についてはそれぞれ表に記載のとおりでございます。

次に、5ページに記載するし尿処理計画ですが、各市が予測された量をもとに計画し、1、搬入予想量及び処理計画は表に記載のとおりでございます。また、2、し尿水質・臭気分析調査計画につきましては、分析項目と実施時期をそれぞれ記載する内容で計画しております。3、施設の運転に関する下水道排除基準は、施設の稼働に伴う基準でございます。

次に、6ページに記載する厚生施設運営計画ですが、野球場を初め各施設の利用期間及び回数など、また、2、水質分析調査計画は、プール及び浴室の水質を分析する項目と検体数でございます。内容は記載のとおりでございます。

次に、7ページの主な事業計画ですが、1、東久留米市所有地の購入です。平成18年2月に当組合の所有地と東村山市の所有地と交換を行っており、引き続き、現存する東久留米市の所有地について組合の行政財産として適正に管理を行いたく、同市から土地252.38平方メートルを購入するものでございます。

場所等につきましては本資料の10ページをごらん願います。中段の緑色で表示しております土地821.15平方メートルは、平成9年7月、東久留米市と等積交換を行っております。次に、上段の青色で表示しております土地につきましては、東村山市の所有地と交換を行った場所でございます。次に、黄色で示しております1と2を合わせました252.38平方メートルがこのたびの購入予定地でございます。

続きまして、お手をかけますが、もう一度7ページに戻ります。2、テニスコートトイレ等設置工事です。現在、設置しておりますトイレは、臭気及び衛生面で利用者からの

苦情も多いため、新たに設置するものでございます。

次に、8ページ記載の3、PCB廃棄物処理委託です。現在、柳泉園クリーンポート内に保管されておりますPCBを含む高圧コンデンサにつきましては、平成17年より日本環境安全事業株式会社にて適正な処理が開始され、安全性において確認されたので、依頼するものでございます。

次に、4、クリーンポート設備管理台帳システム作成委託です。クリーンポートの設備機器の情報は書籍等で管理しておりましたが、電子データベース化した設備管理台帳システムを導入し、合理的な維持管理を行うものでございます。

次に、9ページ記載の5、粗大ごみ処理施設スプレー缶処理装置借り上げでございます。現在スプレー缶は、爆発防止のため手作業で穴あけを行っており、穴あけ時の内容物の飛散等、作業環境及び周辺環境に影響があるため、処理装置を借り上げ、設置するものでございます。本装置の処理タンク内は密閉真空のため、溶剤等が外部に飛散せず、防爆対策として窒素封入を行い酸素濃度を低下させるなど安全に処理することができます。

次に、11ページには歳出予算を目的別に区分した内容と性質別に区分した内容を一覧表にまとめました。

また、12ページには経常的経費と臨時的経費ですが、前年度及び本年度の内容につきましてはそれぞれの表に記載のとおりでございます。

次に、13ページ記載の柳泉園組合負担金の計算方法でございます。負担金の負担方法と私車の処分費の取り扱いについては、平成17年度に負担方法の見直しを行っており、本年度は、前年度に引き続き、見直し後の負担方法で負担金を算出しております。

次に、14ページの平成19年度柳泉園組合負担金の計算式について御説明申し上げます。

まず、財産的経費ですが、公債費に係る負担は1の計算により、清瀬市及び東久留米市は4分の1、西東京市は4分の2の負担額でございます。また、議会費、総務費の報酬及び厚生施設に係る経費は、3市に共通する経費として各市3分の1で負担しております。

次に、2の計算により(2)の金額が各市均等負担割の負担額でございます。

次に、3の経常的経費ですが、共通経費の全額をごみ処理費とし尿処理費の構成比率で案分し、案分したそれぞれの額をごみとし尿の各経費に加算し、それぞれの搬入割合で負担することになります。この結果、ごみ分は(3)の計算による金額、し尿分は(4)の計算による金額になります。

なお、4の東久留米市環境整備負担金は、清瀬市及び西東京市のごみ及びし尿の搬入割合で負担し、それぞれ記載する金額となります。

次に、15ページに記載する5、負担金の表は、財産的経費及び経常的経費それぞれの内訳と合計金額でございます。

次に、6において東久留米市環境整備負担金を算出し、その後、私車処分費の精算額を差し引きした額がその下に記載する表でございます。

次に、7の表は、前年度の負担金と比較した内容でございます。

次に、16ページに平成19年度の私車処分費の取り扱いについて記載しておりますが、精算の計算方法は、柳泉園組合のごみ処理手数料に占める処分費相当額をもとに計算しております。

17ページ記載の平成19年度柳泉園組合未償還債務に関する資料及び18ページに記載の平成19年度償還表ですが、ごみ処理費、し尿処理施設及び厚生施設の平成19年度末における債務に関する見込みと平成19年度の予定でございます。それぞれの金額につきましては表に記載のとおりでございます。

続きまして、19ページ記載の償還表は、施設整備に係る事業債の借入額及び今後の予定でございます。

なお、平成18年度末、未償還元金は81億2,725万1,173円でございます。

次に、20ページに記載の基金残高見込みでございますが、3件の基金について表に記載のとおりでございます。

最後に、21ページに記載の負担金の将来予測ですが、この予測は、平成19年度予算をベースに一定の条件で歳入歳出を計算し、平成23年度までの負担金を予測いたしておるところでございます。

続きまして、予算案について御説明申し上げます。

平成19年度柳泉園組合一般会計予算と題した書類をごらん願います。

まず、2ページに記載の第1表、歳入歳出予算ですが、予算総額につきましては33億3,464万6,000円、前年度に比べ1.0%の減となります。款項の予算額は表に記載のとおりでございます。

続きまして、3ページに記載の第2表は債務負担行為でございます。

次に、7ページ記載の歳入歳出事項別明細書ですが、1、総括の歳入歳出それぞれの内容は記載のとおりでございます。

それでは、8ページから御説明申し上げます。

8ページ記載の2、歳入ですが、款1分担金及び負担金、項1負担金は予算額19億7,544万8,000円、前年度に比べ2億1,936万9,000円、9.9%の減です。

なお、各市の負担金につきましては説明欄に記載のとおりですが、前年度に比べ清瀬市は4,859万3,000円、11%、東久留米市は5,796万円、8.8%、西東京市は1億1,281万6,000円、10.2%、それぞれ減となっております。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料は予算額7,041万5,000円、前年度に比べ310万4,000円、4.6%の増でございます。プール及び浴室使用料がふえております。項2手数料は予算額5億3,700万円、前年度に比べ7,000万円、14.9%の増です。

次に、款3財産収入、項1財産運用費収入は科目存置でございます。

なお、基金につきましては安全を最優先に管理いたしてまいります。

次に、款4繰入金、項1基金繰入金ですが、予算額8,838万5,000円は、職員退職給与基金を取り崩し、定年退職による職員3名の退職金に充当させていただき予定でございます。

次に、10ページ記載の款5繰越金、項1繰越金は予算額4,400万円、前年度に比べ9,400万円、30.3%の増でございます。

次に、款6諸収入、項1組合預金利子は科目存置でございます。

項2雑入は予算額2億5,939万6,000円、前年度に比べ4,055万2,000円、18.5%の増です。特に、資源回収物売払等は、契約単価の関係により4,179万8,000円、38.5%の増でございます。

次に、12ページから記載の3、歳出について申し上げます。

初めに、款1議会費、項1議会費は予算額506万7,000円、前年度と同額でございます。

次に、款2総務費、項1総務管理費は予算額5億9,659万4,000円、前年度に比べ3,990万4,000円、6.2%の減でございます。

目1人件費は2億6,085万3,000円、前年度に比べ5,871万5,000円、18.3%の減です。主に退職手当を除く一般職人件費の3,135万4,000円、18.2%の減がございます。

なお、現在、関係市に、組合の収入役を会計管理者に改めるため組合規約の一部改正を

お願いしており、本年4月以降、収入役が不在となるため、1節報酬に収入役報酬は計上しておりません。

次に、14ページ記載の目2総務管理費は1億1,441万3,000円、前年度に比べ1,661万1,000円、17.0%の増でございます。増額の主なものは、17節公有財産購入費の組合敷地内東久留米市所有地の土地購入費でございます。

次に、16ページ記載の目3施設管理費は7,748万7,000円、前年度に比べ46万9,000円、0.6%の減でございます。

次に、目4厚生施設管理費は1億4,414万1,000円、前年度に比べ266万9,000円、1.8%の増でございます。

なお、増額の主なものは、次の18ページに記載の15節工事請負費のテニスコートトイレ等の設置工事費でございます。

次に、款3ごみ処理費、項1ごみ処理費の予算は14億9,253万4,000円、前年度に比べ1,232万7,000円、0.8%の減でございます。

目1人件費は、技術課と資源推進課に配置される職員分ですが、職員数は前年度に比較して2名減となっております。

次に、20ページ記載の目2ごみ管理費は、クリーンポート施設にかかわる予算ですが、予算額は6億9,255万1,000円、前年度に比べ6,129万5,000円、9.7%の増です。増額の主なものは、11節需用費の修繕料、13節委託料のPCB廃棄物処理委託及びクリーンポート設備管理台帳システム作成委託の増でございます。

次に記載の目3不燃ごみ等管理費は、不燃及び粗大ごみの処理にかかわる予算ですが、予算額は2億3,131万2,000円、前年度に比べ4,056万5,000円、14.9%の減でございます。

なお、減額の主なものとしたしましては、22ページ記載の13節委託料の不燃物再利用委託料の減でございます。

次に記載の目4資源管理費は、資源物の処理にかかわる予算ですが、予算額は1億6,227万4,000円、前年度に比べ3,395万円、17.3%の減でございます。主に11節需用費のリサイクルセンターの定期点検整備の修繕料が減となっております。

続きまして、目5し尿管理費の予算額は5,444万5,000円、前年度に比べ572万6,000円、9.5%の減でございます。し尿の搬入量減により11節需用費の光熱水費が減額しております。

次に、24ページの款4公債費、項1公債費の予算額は10億9,845万1,000円ですが、目1元金は前年度に比べ2,086万9,000円の増でございます。前年度と比較いたしますと、各施設の借り入れの償還元金がふえております。

なお、目2利子は、前年度に比べ2,136万円の減となっております。

元金と利子との差し引きの結果、公債費は49万1,000円の減となっております。

次に、款5予備費の予算額は1億4,200万円、前年度に比べ1,800万円、14.5%の増となっております。

なお、平成20年度に精算する予定の私車処分費1億2,144万3,000円が含まれております。そのほか不測の事態に対応するための費用を留保させていただいております。

次に、26ページから29ページまでは給与費明細書でございます。

また、30ページの債務負担行為に関する調書及び最後の31ページに記載する地方債に関する調書につきましてはそれぞれ表に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。

○1番（並木克巳） それでは、簡潔にお伺いしたいと思います。

平成19年度予算は先ほどから、管理者が言われているとおり、構成市の財政事情を踏まえながらさまざまな努力をされているという形で、評価をしたいなと思っております。しかしながら、効率的な運営に関しての投資もしているということでございますから、平成19年度、さまざまな努力、また、成果が出ることを願っているわけでございますけれども、その中の負担金の関係に関して1点伺いたいなと思っております。

大幅に負担金というものが今回減っているということでもあります。まず、大まかには理由を述べられておったんですけども、具体的にわかりやすく教えていただければなということと、以前、処理単価の手数料ですか、費用の改定を行っているんですけども、そういったものも影響しているのかと、そういうことで伺えればなと思っております。

あわせて、施政方針の中で、平成18年度、資源化の先行導入、清瀬、東久留米市がやったと、その還元をしていきたいということを述べられておまして、それが平成20年度になるということでもあります。ただいまお示しされました今後の負担金の想定というのここに示されたわけですけども、平成20年の負担額というのは各市それぞれ伸びているということでもあります。こういった計算で先行導入の還元分というのがここに

反映してくるのか、もう既に反映されたものがここに示されているのか、そこら辺の考え方を伺いたいと思います。

あと最後に、設備管理台帳システムというものを今回新たに導入されるということでございますけれども、その中に経費の節減と効果があるということでうたわれておりますが、現状との違いという部分でどういったところからその効果が生まれてくるのか、どのようにそこら辺を見定めていくのか、伺いたいということと、今回の費用というのがイニシアルのコストの部分なのか、新しい制度ですから何年間にかかってシステムがこの組合の中でうまく運営できるときまでランニング費用というか、そういったものがかかってくるものか、その点に関して伺いたいと思います。

○総務課長（大野常雄） 負担金の関係でございます。当初予算の中でお話し申し上げましたように、歳入の部分については、やはりきちんと平成17年度分を吸収した形で計上していくということがまず1点あります。

それから、歳出部分については、従前からしていたんですけれども、今回については特に平成17年度の決算における契約額ですか、それを平成19年度の中で反映していくということで落としております。

あと、雑入等に関係してくるんですけれども、資源物の売り払いが平成18年度当初と比較いたしまして数倍にわたってその分の金額が高騰しているというのが、やはり関係各市の負担金にも影響を与えているのではないかなというのが私の考え方でございます。

処理単価についても、当初私どもでは、平成18年10月からごみ処理手数料を値上げして、その金額によってごみの持ち込み量が減るのかなということで予想はしていたんですけれども、先ほどの補正予算の中で申し上げましたとおり、その分についても私どもには一定の金額がやはり入ってくるということで、そういった金額を相殺していった中で各市の負担金がそれだけ軽減されたというのが当方の考え方でございます。

それと、平成20年度でございますが、先ほど申し上げましたように、平成18年度の減量効果については平成20年度の負担金に反映させるということは言っているわけでございますが、今期、3月でまだきちんと最終的な量が出ていないものですから、あくまでもこれは現状の中で、それで、平成18年度の方がきちんと算出されれば、これはきちんと平成20年度に反映していきたいという考え方でおります。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは、設備台帳管理システムですが、こちらは、私どももう約7年ぐらい運転してきた中で、議会の中でも御指摘いただいているように、なかなか

経費の仕方が少し一般的でない部分があるかと思ひまして、それを今までデータベース化をしていなくて書籍で管理していたものがあるものですから、まずそれらをデータベース化しようということになります。それで、今、民間企業では当然のことですけれども、バランスシート、財務諸表をそういう形に取り入れまして、それらを、最終的には経費、それからもともとかかっている財産ですね、それがいかに数字的にあらわして皆さんに御提示できる形になるかということを一応考えております。

それで、これを構築しようということで先ほどから、管理者から話がありましたけれども、運営に関してもこれからは当然そういうものが、もしクリーンポートの運転を民間委託した場合、当然、委託会社はそういうものを持って私どもと交渉になると思います。そのときに私どもとしてはそういうものがないと相対してお話ができないという部分があると思ひましたので、一応今回こういうシステムを導入させていただこうと思ひております。

それから、イニシアルなんですけど、今これ約1,000万円近い予算という形が出ていますけれども、せっきく今まで私どもで職員が見積もり計算をやってまいりました部分と、それから7年間一応データは蓄積をしております。そのデータをただ捨ててしまうのはもったいないものですから、今年つくるときにその7年間のデータも含めて全部見直しをかけて、そしてそれを将来に反映するという形でやっておりますので、恐らく平成20年度にはおよそ半分以下の予算で計上させていただく形になると思ひます。

○1番（並木克巳） ありがとうございます。

負担金に関しては、今の説明で大體確認できたかなと思ひておりますけれども、さまざま要因があつて、また、努力があつて負担金が軽減されているかなと受け取りました。

あわせて、設備管理台帳に関しましては、今のお話の感じですと、財務諸表的なことまでカバーする物すごいシステムなのかなと、バランスシートの話まで出てきたものですから、そういったことも網羅するシステムということで受けてよろしいのでしょうか。逆にそういった諸表を今後の議会の中でお示しいただけると、非常にいろいろな意味でわかりやすい資料になるかなと思ひますけれども、そういうことにも反映できるということでしょうか。

○技術課長（櫻井茂伸） なかなか最初、役所となじまないところがあるんですけど、よく税務署で元帳とか、そういう形になって、最初には財務諸表という形から財務指標、最終的には財務分析、民間ですと営業利益という形になるんですけども、一応そういう形を

目指してやっていきたいと思っております。

○議長（相馬和弘） ほかに質疑ございませんか。

○3番（上田芳裕） 私ばかりしゃべっていると時間があれですので、簡潔に3点だけお願いします。

負担金の減額ですが、減額されることは決して悪いことではなくて、いいんですけども、決算ベースに負担金の計算をしているというお話がありました。今までに負担金を減額したことあったのかなと思いつつも少し質問したいなと思うんですけども、今回の負担金の減額の理由ですね、今までもあって今までどおりの計算の考え方で基本的に変わっていませんよと、たまたま今回は減額があって、それが少し目立つと言うとおかしいですけども、私は少し気になったということなのかなと思いますけれども、その辺もう少し詳しく説明していただければありがたいなと。

それから、クリーンポートの設備管理台帳システムですが、財務諸表という考え方を取り入れるということでもありますけれども、そうすると、今までそういう考え方に立って処理していなかったと、こういうことなんでしょうけれども、その業務内容が少し民間企業の考え方とは違うのかもわかりませんが、もう少し早くそういう考え方が取り入れられなかったのかなと、そういう思いもして聞いておったんですが、今回の財務諸表の考え方を取り入れるそのきっかけというのは結局何であったのか。遅かったのか、それともこの業界の中——この業界というのは、こういういわゆるごみ処理のシステムを運営している、事業をしている柳泉園組合としてはむしろ先行する形になるのかどうか、その辺の考え方を少しお尋ねしたいと思います。

それから、給与体系の話が資料も出ています。これは詳しいことは少しチェックしていないのであれですけども、基本的には東京都の都表に移行する形で手当等も見直しをし、あるいは基本的なベース、基本的な考え方を見直しして東京都の都表に移行する形で今回こういう整理をしたと、整理をしたと言うとおかしいけれども、今までの給与のあり方というもの、それを見直したと、そういうふうにとらえてよろしいのかどうなのか、少し表を全部チェックしていないのであれですけども。

その3点だけお願いします。

○管理者（野崎重弥） 柳泉園の負担金の関係について私から御答弁をさせていただきたいと思っております。

今回の予算編成いたしますときに、構成各市、とりわけ私どもが一番財政的には厳しい

のかなとは思いますが、負担する側、負担金を出している市は、予算編成をいたしますときに、まず一部事務組合の負担金というものは先取りをいたします。つまり、それが多ければ多いほど投資化の財源として回す額が減っていくわけでございます。

一方、恐らく上田議員のことですからもうお気づきになったと思っておりますけれども、先ほど御議決をいただいた最終補正で、ほとんどがマイナスの最終調整になっています。それで、それをどこで調整しているかと申しますと、予備費で2億4,700万円、ここに繰り入れているわけでございます。

つまり、いただいた負担金を初めとして柳泉園組合が歳入として見ていくものというものについては、確かに資源の売り払いですとか、入札をしてみませんか確定しないものというものはたくさんございます。例えばペットボトルは当初予定をしていた金額よりもはるかに高い価格で売れておりました。なおかつ、アルミ缶等につきましても鉄の缶につきましても平成18年度は大変高く売却ができた、それも事実でございます。なおかつ、柳泉園が発電をいたしております発電量につきましても、昨年10月から清瀬市と東久留米市で容器包装リサイクル法、その他プラスチック類の処理に伴います分別収集を始めました。当初は、熱カロリーが落ちてくるだろう、つまり発電量が減るだろうという予測をいたしておりました。そういったものも含めて、正直申し上げまして、歳入はなるべくかたく見る、歳入欠陥があってはならないということにかたく見てきたのも事実でございます。

しかしながら、冒頭お話を申し上げましたように、構成各市、財政運営上、大変な時期にある、そのときに柳泉園として内部的な努力として何ができるのかと申しますと、歳入の適切な確保と、予測をなるべく実数値に近づけていく、そのような努力をしてほしいということを私から助役に話をいたしました。以降、内部的にさまざまな協議があったと聞いております。その中では、先ほど議員から御指摘いただきましたように、ことしこういった形で負担金が減ることについて、では、今までどういう状況だったのかという御指摘も受けかねないということもそれは考えました。しかしながら、現下の状況や今後の柳泉園組合としての取り組むべき方向ということは、やはり最小の経費で最大の効果を上げていく内部体質もつくと同時に、予算編成においてもきちんとした方向性を持ちながらなるべく費用の圧縮、削減に努めていく、そういった方向を出せた予算であったと私は思います。確かに、来年度またふえる、その次の年はまた減るかもしれないという形になるわけでございますけれども、やはりそれはそれとしてきちんと柳泉園側が構成3市に御説明を申し上げ、ことしはこういった形の御負担をお願いしたい、来年は少しふえる

とか減るとか、そういったことを前もって協議させていただきながらきちんとした御説明も申し上げ、内部的な努力もさせていくということで今回こういった予算編成をとらせていただいたわけでございます。

今回初めてこういった形をとらせていただいたわけでございますけれども、その辺の意のあるところはぜひお酌み取りいただきたいと思っておりますし、構成各市の事務連絡協議会に対しましても今回こういった形の予算編成をさせていただき、なおかつ来年度も減るとは限らない、ふえることもある、そういった御説明もきちんとさせていただきながら、私どもとしては最大限の努力をさせていただいたと思っております。

○技術課長（櫻井茂伸） 設備台帳の関係ですが、先ほどの財務諸表の考え方ということだったんですけれども、考え方としてはここをつくったときにはございました。ただ、まだその当時は、これに対して見積もりも、要するに国土交通省の数字を使って、これが例えば高いとか安いとかいう判断程度しかできていなかったのも事実です。それがこういう形で、今御存じのようにPFIとか、あとPPPですか、そういう形で公設民営があったり民設民営があったりの中で、やはり役所も民設になってきたときに、先ほどたしか白石議員がおっしゃったように質ですね、要するにそのときに、これからでは本当に民間委託したときに、それに対峙して管理をしていかなければいけないというときに、今ちまたのコンピューターのソフトでも財務諸表という簡単なものが出ていると思っておりますけれども、そういうものがもう今当たり前になってきている状況でございます。柳泉園としては3年ほど前から取り組んでいたんですけれども、なかなかやはり事例がなかったんですが、ここへ来てかなり清掃工場もPFIという形で、もう10年、15年という形で民間にすべて委託をしているという形が出てきたときに、やはり今までの形でやっている役所として対峙できないという考え方がございまして、そういうことで今回導入させていただいております。

それで、こういう考え方は結構、下水道の方は何かかなり前からあったようなんですけれども、ごみ処理関係については、ここ2、3年かなりそういう形が出てきているというのが現状のようです。

○総務課長（大野常雄） まず、職員の給与の見直しにつきましては、現行は年齢等を考慮した給与体系となっております。職務と責任に応じた職務給に改めてまいりたいと考えているところでございますが、当初、この対応については平成18年度中に実施することを目標に検討してきたところでございますが、前提となります評価基準等が整わなかった

ということで、平成19年度にこのことを含めて懸案事項として取り扱った中でこれを解決していきたいというのが現行の考え方でございます。

それと、基本的には東京都及び関係市の給与体系を参考にして、柳泉園の給与については見直しを進めていきたいと考えているところでございます。

それから、特殊勤務手当の件でございますが、特殊勤務手当、本来は対象となる業務に従事した場合ごとに支給されるものでございます。これは地方自治法の中にも書いてございます。その職にあることにより支給されるものではないということから、本来は個々の職務の特殊性に応じて、原則としては日額、または件数当たりで額を支給することが適当であるということもこれは承知しております。

ただ、今までの当組合の現場作業手当、業務手当、技術手当等については、やはり当時の職務の著しく危険とか不快とかということも含めて経過的に置いてきた手当なものですから、こちらについてはやはりその勤務の実態等を考えて、支給方法が適切であるかどうかも含めて検討して、特殊勤務手当等の見直しを行っていきたいと考えているところでございます。

すべての特殊勤務手当が対象とならないということではなくて、本来の特殊勤務手当の中では、先ほど言いましたように著しく危険な場合とか不快な場合とか不健康または困難な業務と、こういったものについては設けることとなっておりますので、そういった職務の内容等を含めて検討していきたいと考えているところでございます。

○2番（白石玲子） それでは、何点か質問させていただきたいと思います。

1点目は公務災害について、これは実態はどのようになっているのか、伺いたいと思います。

それから2番目は、今ほども負担金の問題というのは御質問されていましたがけれども、負担金の将来予測に関しまして、こちらでは粗大ごみ処理施設の更新にかかわる費用等は計上していないと。それと、清柳園炉の解体費用も計上していないということですが、その上での計算というか、将来予測を立てられておりますけれども、この点については計上していないというのは、現状としてはそのとおりだと思うんですけれども、それで大丈夫なのかということについて今後の見通しを伺いたいと思います。

それから3番目なんですけれども、少し予算を随分見たんですけれども、よくわからなかったのを教えていただきたいんですが、クリーンポートの定期点検の回数と、それから大体の総額を教えていただきたいと思います。

それから、ダイオキシン類調査の関係での連続測定、定点調査ということでやっているんですけども、今後、連続測定ということはお考えになっていらっしゃるのかどうか確認をしたいんですけども、お願いします。

それから最後に、不燃物の再利用の関係ですけども、これまでもいろいろ御説明はあったかと思えますけれども、今の具体的な状況と、その安全管理の面ではどのようにされているのか、お尋ねしたいと思います。

○管理者（野崎重弥） 清柳園の処理の問題でございます。確かに、御指摘をいただきましたように、先ほど総務課長が申しあげました負担金の中の平成23年度までの部分で清柳園の処理費用というものは計上いたしておりません。確かに、清瀬市が柳泉園組合に加入をして清柳園を使用しなくなっても随分長い年月がたつわけでございます。そういった中で清柳園の処理をどうしていくのかということにつきましては、まだ正直申しあげまして方向性を持っておりません。その部分につきましては今後少し考えさせていただきたいと思っております。

また、今後、柳泉園が整備をいたさなければならない施設整備の関係の問題もでございます。先ほど御指摘をいただきましたように、それらの基金の積み立てというものをどう考えていくのかということになろうかと思えますけれども、それは当然、最終的な決算を見越す中で、その段階でどういった対応がとれるのかということについては内部的にも十分対応していかなければならないだろうと思っております。

○総務課長（大野常雄） 柳泉園組合の公務災害の関係でございますが、前年、平成17年度、平成18年度を含めまして公務災害等はございません。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは、クリーンポートの定期点検整備と、それからダイオキシン類の連続測定ということで、2点お答えしたいと思います。

まず、クリーンポートですが、予算書の21ページのところの節11の需用費ですね、そこに下の2行目に修繕料（定期点検）と書いてございます。こちらがクリーンポートの定期点検整備の金額でございます。2億4,916万円。それで、これが年3回やっております。3回というのは、炉が3つあるものですから、大きく分けて一応3回やらせていただいています。

それから、ダイオキシン類の関係ですが、ダイオキシン類の連続測定器というのを私どもで調べていますところでは、今のところはそういう機械はございません。サンプリング装置というものはあるんですけども、それを一時、たしか3年ぐらい前に導入の計画をしようか

ということでいろいろ調べたんですが、少しまだJ I S等で認定されていないとか、それから何か分析をするのに、その当時ですけれども、アメリカまで試料を送ってとかという話が出ていましたものですから、そのときにはたしかまだ少しサンプリングだけでは値段もかなり張ったものですから、そのときは確かにやっていないというのが状況でございます。

○資源推進課長（涌井敬太） 不燃物の再利用の件ですが、状況の確認につきましては廃棄物処理法に規定がありまして、1年以上にわたって継続して委託する場合は現地へ行ってその確認をなささいよという項目がございます。それに従いまして来年度、平成19年度、旅費を予算化しておりまして、私どもの職員が現地へ行きましてその状況を確認することにしたと思っております。

それから状況は、破碎処理した後の硬質系処理ですね、硬質系のプラスチック類をR P Fという形に加工していただきまして、それをさらにセメントの焼成のための原料、燃料として燃やしまして、燃やしました後の灰、これもセメントの原料として再利用するといった形で再利用しております。

○2番（白石玲子） 御答弁ありがとうございました。

公務災害のことについてはわかりました。こういう施設ですから、安全をぜひとも確保していただきたいと思えます。

それから、負担金の将来予測の関係ですけれども、清柳園に関しましては今後また協議をされていくんだろうと思えます。

ただ、粗大ごみの処理施設の関係は、当初の予定では、大体平成20年ごろにやはり何らかの手を打っていかねばいけないということが随分前からも言われていましたので、もう平成19年ですので、一体どうするのだろうと思えます。基金の積み立てもいいんですけども、積み立てている間にぐあいが悪くなるということになると困りますので、その点については少し見通しを立てて計画を立てていただきたいので、その点についての確認だけさせていただきます。

それから、ダイオキシン類の調査の連続測定の件については、諸外国ではやっているところもありますので、現状ではそういうことだということでの状況はわかりましたけれども、いずれにしても、課長は専門家だと思いますので、ぜひともそういった情報というのを集めて今後に活かしていただきたいと思えますので、よろしく願います。

それから、クリーンポートの定期点検の関係ですけれども、今ほどの御説明ですと、

21ページの修繕費のところの2億4,916万円とおっしゃいました。これまでの経過をずっと見ていますと、クリーンポート、結構スタートしてから割と日が浅いというか、それほど年数がたっていない時期には3回、4回定期点検を毎年いたしまして、そのたびごとにかんがりの金額を計上されていたんですね。それは仕方がないのだということで、その当時、随分質問もさせていただきましてけれども、御説明がありました。今はそれに比べると大分経過が、管理がいいのかよくわかりませんが、少し何か変わってきたところがありますけれども、そのところはどうかでしょうか。少しそこを確認させていただきたいと思います。

それと、不燃物のRPFの関係ですけれども、これは確かに旅費を計上して見に行かなければいけないというのはわかるんですけれども、やはり少しそれはもう少しきちんと確認というか、されていた方がいいのではないかと思うんですけれども、今年度に関しましてはそれは確認をしていらっしゃるかどうか、その点について教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○助役（森田浩） 粗大ごみ処理施設の関係でございますが、以前からいろいろ検討してきましたが、その中では平成20年度という話も出ておりました。そういう中で、その前提条件といたしまして、し尿処理施設の解体ということが条件になっております。そういう中で、いろいろ関係3市とも処理施設の搬入状況等をそういうもののデータをもとに今後の予測等をいろいろ検討はさせていただいたんですけれども、まだなかなか完全に処理量がゼロに、これは当然将来的にもゼロになるということはないと思いますけれども、その辺の処理施設の各市での対応というのはなかなか難しいと、そういう中で今後どうするかということもあるんですけれども、その前にもう1つ、容り法がここで実施されまして、粗大ごみ処理施設やあちらの施設のごみ量の減に伴って今後、各種機械がどうなっていくのか、そのまま多少長期的にそれで耐えられるのかということも今後ある程度検討していかなければいけないと思うんですね。ですから、その辺を含めて今関係3市と処理施設の関係については、し尿処理も含めて検討はしているところでございます。いずれにいたしましても、早い時期に一定の方向は出さなければいけないと思いますけれども、現状としては今の話し合いを協議させていただいているところでございます。

それから、クリーンポートの定期点検の関係でございますが、先ほどから設備台帳システムですか、今まで例えば年3回定期点検を行うと、それで、では、その内容はこれとこれですといった場合に、本当にその定期点検して改修しなければいけない機器なのか――

年次計画で、確かに、この機械は耐用年数が何年だから何年度にそれを交換なり修理しなければいけないという全体の計画はございますが、果たしてそれが本当に耐用年数がそこで機械がだめになってしまうのかというのは、なかなかそれはわからないわけですね。それで、今まで各業者といたしますか、専門機関の見積もり等がある程度参考にしまして計画を立て、それで改修なり点検をしてきたと。ですから、その辺が、業者なりその専門機関のそういう計画なり、数値が本当に適正なのかということをごきちんとして組合側もそれは説明責任としてそれを把握しておかなければいけないということで、今回のこのシステムの導入のきっかけにもなったという1つの要因もございます。ですから、議会等で御質問されても、本当にこの機械が改修が必要なのかというのはなかなか説明できないものですから、今度そのシステムを導入した際には、きちんとしてこういう理由でこういう耐用年数で償却期間がこれだということ、いろいろそういうものも含めた中で組合も議会に御提示させていただいて、いろいろ議論していただける状況になるんではないかと思っております。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは、クリーンポートの経過ということで、柳泉園組合のクリーンポートをつくったとき、特記仕様書がございまして、その中では一応3年間メーカーの瑕疵というのがありまして、それで、住友重機械工業、メーカーがそういう形でオーバーホールをやっていたんですが、それ以降、私どもでも、要するにこれは本当にメーカーに全部出す必要があるのかという部分について、現状は電気計装、クレーン、それから汚水処理というものは、そこから抜き出して入札を行っているものもございます。そういう形で、今までというか、4年ぐらいは要するにメーカーに一括発注みたいな形、それは瑕疵もあったんですけども、そういう形だったんですね。それを私どもで把握できる範囲で設備ごとに分けて入札できるものは入札をしているというのが現状で、値段的には少し下がっているというか、並行というか、そういう形になってきているんだと思います。

○資源推進課長（涌井敬太） 不燃物の再利用の確認の件ですが、平成18年度も旅費をちゃんととって現地へ行って確認しております。

○2番（白石玲子） 御答弁ありがとうございます。

クリーンポートの件に関しましては、私も4年間、柳泉園議員をやらせていただいたんですけども、当初に比べると随分状況が変わってきたと思っていますし、それは組合の方の御努力があったかと思っています。やはり機械というのは、状況がいろいろな条件によって傷み方も変わってくると思いますから、一律に考えることはできないと思っていま

すけれども、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、不燃物の再利用の関係ですけれども、少し安全管理ということについては、手元にないだけに具体的に相手方でどのような形でやはりそういったデータはとられているのかどうかかわからないので、それだけ最後お答えいたひいて、それで私の質問を終わります。

○資源推進課長（涌井敬太） きちんと処理されていると私ども聞いておりまして、行った際にそういうデータもいただひておりますので、今手元にないものですから、間違いなく燃料として使用したものをさらにセメントとして再利用するといった形ですので、いわゆる広域処分組合でやっているエコセメントと基本的には大きな違ひはないと御理解いただければありがたいんですが。

○議長（相馬和弘） ほかに質疑ござひませんか。

○8番（小野幸子） これまで、去年まであったかなと思っただけですけれども、南側の雑木林でしたっけ、EM菌でダイオキシン類のそういう調査というか、ダイオキシン類をなくすためにやっていたんですね。ことし載っていないように思っているんですけれども、あれは去年までで、ことしはもうやらないのかどうかということが1つ。

それから、先ほども質問いたしましたけれども、ごみ処理の歳入のところでは7,000万円が多くなっているわけですね、手数料として。これは先ほどの説明のように人口増による処理量が多くなったということだけなのですか。

ということと、もう1つは、今も質問ありましたがけれども、不燃物の再利用の件です。私もこの件ではやはり安全性の問題ということは最初から申し上げておりましたけれども、やはり最後までその行き先をちゃんと確認して調査していくということが必要だと思っております。去年度はその調査に行ったとおっしゃってございましたけれども、やはりその辺の扱い方といいますか、その辺をやはりきちんとするべきだと思っております。

私などはやはり、RDFではなくてRPFなんですね、結局は燃料とする、燃料にしたものを再利用してセメントとか何かにやっていくということでは、まだまだその辺の最終的な製品の安全性というものはどうなのかなということは疑問がありますけれども、その辺はどんなふうにお考えでしょうか。お願ひします。

○施設管理課長（蛭田義一） EM菌の実験でございますが、現在は、EM菌、これは清瀬EM研究会によるもので分解試験を行っております。この試験につきましては平成17年5月より西側林の南側の1カ所で行っていたわけなんですけれども、この平成18年度

からはその箇所と、あともう1つ南側林の北側ですね、ちょうどテニス側になりますけれども、その1カ所を加えて、引き続き分解試験を行っているところでございます。

○技術課長（櫻井茂伸） 手数料の件でございますが、10月に料金改定させていただきました。その部分と、先ほど申しあげました0.9%、その量が加算されております。

○資源推進課長（涌井敬太） 不燃物再利用の安全確認の件ですが、今後も引き続ききちんと調査していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○8番（小野幸子） そうしますと、EM菌はことしもまたやっていくわけです。どこか予算は入っているんですか。

○施設管理課長（蛭田義一） まだ実証の段階でございますので、この清瀬EM研究会で行っております。測定は、私の方の土壌測定のと同時にはからせて結果を見させていただいているという状況でございます。

○議長（相馬和弘） ほかに質疑ございますか。

○4番（板垣洋子） すいません、窓口質問のようになってしまうかと思うんですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

10ページの雑入のふえている額のところは、先ほどのさまざまな単価が上がったということでトータルで上がったと、プラスになっていると理解すればよろしいのかというのが1点です。

それから、15ページになりまして、報償費のところ講師謝金というのがあるんですけれども、具体的に内容を教えていただきたい。

それから、その下の13の委託料のところホームページ変更作成委託とありますけれども、現在のホームページを見せていただきましたけれども、これが更新ではなく変更ということになるのでしょうか。ここに出席するに当たって見せていただいたんですけれども、ページによっては随分更新の日程が差があるというか、もう少し更新を早くしてほしいというページもございましたので、お聞きします。

それから、17ページで委託料のところの夜間機械警備委託というのはわかるんですけれども、夜間巡回というのはどのようなことをされているのか、教えてください。

それから、19ページで負担金で田無浴場組合負担金、これも田無だけになっているというのが少しわからなくて、教えてください。

どこで質問していいのかわからないのが1点、午前中も出ていました小金井市のことについては、今回の予算の中に反映できないというのも理解できたんですけれども、これか

らかかわる費用についてはどのように理解すればよろしいのでしょうか。例えば、もし何か受け入れている期間に施設など故障が起こった場合の具体的な経費のことについては、どのように小金井市も含めて負担していくのかとか、日々のかかわる処理についてのことも含めて、私はどの場でどのように確認できるかなと思っていますので、教えてください。

○総務課長（大野常雄） たしかお話の中では収入の分ですね、この分が単純にふえているということによろしいのでしょうかということでお話だったと思うんですけども、これはあくまでも1つの参考例でございますけれども、実際に平成18年度の一定の金額の差というものを御参考で申し上げますと、私どもで資源物の売り払いについては、四半期ごとにそれぞれ業者と入札で契約をしております。

1つの例で申し上げますと、例えばリサイクルのアルミ缶のプレスしたものです、これは平成18年度ではトン当たり11万9,000円ということで当初は計上しておりました。これが例えば昨年4月に入って、20万2,500円、それから7月のときには19万5,600円、10月には18万8,100円、それから1月には20万6,100円ということで軒並みこういったものの値段が上がってきております。平成19年度の中ではこういったものを参考にして予算に計上させていただいているところでございます。

それからあと、ごみ処理の手数料の関係でございますけれども、こちらは先ほど説明いたしましたように、まず平成18年の10月から引き上げとなっておりますごみ処理手数料のアップ、それと、ごみがふえているということで、そういった両方の要因がごみ処理手数料にはね返ってきていると理解をしているところでございます。

○施設管理課長（蛭田義一） 夜間巡回警備委託でございます。業務の内容は、敷地内における不審者、不法行為、火災等の異常状態の発生を防止するためと、あとは、意図的に中に入られる方、侵入される方とかを警備するものでございます。巡回といたしましては柳泉園の園内、またはその道路、または敷地内の境界に近いところでございますが、午後10時と午前2時、午前6時の巡回をしています。あと、正門の管理、開放、緑地公園の施錠確認、または施錠すること等をしております。

それから、田無浴場組合につきましては、平成14年より当組合の浴場が設置され、そのときに私どもの浴場に対して組合として加わるということで、組合の特別会員として3万6,000円ですか、その負担をさせていただいております。

○総務課長（大野常雄） まず、ホームページの書きかえについては、これは職員をして、軽微なものについては私どもでやっておりますので、再度こちらについては要請をしてい

きたいと考えているところでございます。指導してまいります。

それから、先ほどの報償費の講師の謝金でございますけれども、さきに少し申し上げましたように、私どもでは平成19年度中に東京都の表に移行していきたいというのが基本的な考え方でございます。ただ、この中でそれぞれの職員に対する人事の評価ですが、これは柳泉園で1つの考え方でお示しするのも1つの方法なんですけれども、やはりこれはきちんとどういう形でその人物そのものを評価するかということを、私どもも含めて全職員きちんと講習して、一定のルールの中で人事研修を行っていくということを職員の方にわかっていただくということで、専門の方を呼んでこの研修を行うということでございます。

○管理者（野崎重弥） 小金井市のごみの関係でございます。受け入れをしていくということはもう決定させていただいたわけでございますけれども、処理単価をどうするのかということがまだ残っております。それは各市がどういった対応をするのかということも見定めていかなければならないと思っておりますけれども、基本的に私は、施設の減価償却費等も含めた中で処理単価を決定していくべきだと思っております。今後どういった処理単価に決めていくのかということにつきましては、内部的に十分詰めていきたいと思っておりますし、内部的に詰まった段階で、管理者、副管理者で最終的な決定をさせていただきたいと思っております。

○施設管理課長（蛭田義一） 大変申しわけありません。答弁漏れいたしました。田無浴場組合組織は、旧の田無市、保谷市、あと清瀬市、要するに西東京市と清瀬市が加わっている組合を田無浴場組合という。

〔「東久留米市が抜けているのではない」と呼ぶ者あり〕

○施設管理課長（蛭田義一） 大変申しわけありません。東久留米市が漏れました。東久留米市も加入しております。ちょうど柳泉園を構成している団体と同じでございます。

○議長（相馬和弘） 再質問はありますか。

○4番（板垣洋子） 田無浴場組合の負担金というのは36万円です。

それから、すいません、聞き漏らしたかもしれないんですけども、ホームページについてはお答えがあったでしょうか。ごめんなさい。もう一度お願いします。

○総務課長（大野常雄） ホームページにつきましては、大幅な変更についてはこういった専門の方に作成委託をお願いしていくというのが今回の考え方でございます。

それとあと、私どものホームページの中で時間的にずれている部分があるのではないか

ということですが、これは先ほど申し上げましたとおり、職員をしてきちんと対応するように指導していきたいと考えているところでございます。

○施設管理課長（蛭田義一） 大変申しわけございませんでした。私の言い間違いでございます。月3万円の1年で36万円でございます。大変失礼いたしました。

○議長（相馬和弘） ほかに質疑ございませんか。

○7番（西畑春政） 3点よろしく願いいたします。

1つは、東久留米市の所有地の購入の件ですが、平成9年に交換を行って、残りの今回購入する土地の部分を賃貸契約を行っていたということでございます。ちなみに、この10年ぐらいの賃貸料は幾らだったのか、教えていただきたいと思っております。

続きましては、PCBの処理でございますけれども、これ、現在ずっと保管されてきたということでございますけれども、この保管状況がどうであったかということと、それと、来年度、委託をされるということで、それも国が定めた云々で行いますけれども、そういう会社に委託されるということは、これは毎年、委託金が出ていくということだと思っておりますけれども、その辺もう少し詳しくお聞きしたいと思っております。

それと、施政方針にも載ってございましたように、焼却運転の委託化という言葉がございました。説明の中には、この委託化のために管理台帳システムをやらなければいけないような話もちらっと出ていたと思うんですけれども、この焼却運転の委託化の見通しをどのように考えておられるか。

この3点をお聞きいたします。

○助役（森田浩） 1点目の東久留米市の土地購入の件で、今までの賃借料は無料でございます。

それから、この経過でございますが、昨年、議会の中でも議論していただきましたけれども、東村山市とここで交換してございます。それで、今回のこの東久留米市の土地につきましても、どうかこういうふうな形で支出しないで東久留米市の土地と交換できないかということで、いろいろ市の方と協議させていただきました。それで、実際この浴場施設の外側の道路、外周道路のところの角地が非常に交通が危ないものですから、あそこを少し柳泉園が提供して東久留米市の道路と交換できないかということもしたんですけれども、なかなかいっばいに建物が建っているものですから、非常に擁壁の関係で難しいということで断念した。断念というか、今も継続しておりますけれども、なかなか難しいということで、どうしてもやむを得ず、このような形で土地購入費を計上させていただいた

という経過がございます。

それから、少し順不同で大変申しわけございませんが、最後の運転の委託の関係でございますが、これにつきましては、柳泉園の業務そのものが過去委託化に向かって、現在残っているのが運転業務ということになってございます。それで、これにつきましては、当然これは委託化ということになりますと勤務条件が変わるものですから、関係機関、組合とも調整が当然必要になってきます。それで、内々では少し今協議はさせていただいておりますが、正式にこのような形で今後何年までにこういうふうな委託をしたいということはまだ内部的には方向が出ておりません。平成19年度中に組合とまず基本的な考え方についていろいろ内部的にまとめた中で、平成19年度中に一定の方向づけを出していきたいとは考えております。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは、PCBについてお答えいたします。

PCBですが、昭和47年当時にPCBが使用禁止、もちろん製造禁止にもなったんですけれども、それより約30年間保管という形になっておりましたが、平成13年6月にPCB廃棄物処理特別措置法という形ができて、それで、環境事業団、日本環境安全事業株式会社、これは半分国で運営している会社のようなのですが、こちらが平成16年4月にできて、実際には平成17年から処理をしているという状況になっております。

私どももですが、当然、昔、古い施設がございまして、タクマ炉とか、あと、焼却炉、3世代前なんですけれども、それから、し尿処理場がございました。そこにコンデンサと呼ばれるものがありまして、約8台ほどPCBを含んだものがございます。それは、今少しお話に出ましたPCBの特別措置で、実はこの地下にあるんですけれども、そういう場所をつくって、なおかつPCBの保管庫という掲示板をかけて厳重にかぎをかけて保管しております。

金額ですが、これ実は非常に比重が重たいものでして、大きさ的には30センチとか40センチとか70センチぐらいのがあるんですが、これすべて重さで値段が決まっております。それで、その値段とそれプラス運送費という形になっております。

これが法律上は平成28年までに全部処理を終わらなさいという形になっております。

予算はこれで8個分ですか、すべて出してしまえばもうその後はありません。

○議長（相馬和弘） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） ないようですので、以上をもって議案第6号、平成19年度柳泉園組合経費の負担金について及び議案第7号、平成19年度柳泉園組合一般会計予算の質疑を終結いたします。

ここで少し一たん休憩いたします。

午後 3時10分 休憩

---

午後 3時10分 再開

○議長（相馬和弘） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより議案第6号、平成19年度柳泉園組合経費の負担金について討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第6号、平成19年度柳泉園組合経費の負担金について採決をいたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（相馬和弘） 挙手全員であります。よって、議案第6号、平成19年度柳泉園組合経費の負担金については原案のとおり可決されました。

これより議案第7号、平成19年度柳泉園組合一般会計予算の討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

○8番（小野幸子） この予算には反対させていただきます。

私は、ごみ問題というのは毎日の生活にかかわっているだけに本当にいろんな問題が出てくるなというのを感じました。また、新たにこういう小金井市の問題なんかも出てきますし、本当にここ、ごみ問題にかかわってそういうのを日々感じております。やはりそういう意味でも、ごみ問題というのはみんなが一緒に真剣に考えていかなければいけないんだということも改めて感じております。

やはり一番私にとって問題なのは、ごみ問題、いわゆる環境問題と私は思っておりますけれども、本当に環境負荷をなくす、いい環境を子供たちの未来につなげていく、引き継いでいくということでは、やはり私たちの責任が大きいと思って、日々感じております。

そんなことで言いますと、この中間処理場の柳泉園組合の仕事というのも本当に大変なもので、やはり中間処理場としてのいろんな制約、限界もあるかもしれませんが、本当によくやっただいていてるなというのは感じてまいりました。そして、この予算案なんか見ましても、私、ここ4年かかわっておりますけれども、随分改善されてきているなと思っております。そういう意味では、本当に職員の人たちにの御努力もよくわかります。

ただ、私、今回もまた反対させていただくのは、やはりごみというのはなるべく燃さないでいきたいと思えます。ですから、減量を本当に徹底して、最終処分場の問題もあります。そういうこともあるし、環境問題もありますので、本当にごみ減量を徹底してやっていくということは大事なことだと思えます。そういう意味でも努力していることはわかりますが、不燃物の再利用の件でいえば、確かに容り法が実施されて随分少なくなっています。私ども去年でしたか、羽村の方に見に行きましたけれども、やはり硬質のプラスチック類も燃さないで、再利用、再製品、プラからプラへという方向でやっていっているということもわかりました。私は、やはりなるべく燃さないで、そういう再利用の方向で再製品化の方向で持っていくというのが本当に理想だと思っているんですね。ですから、そういうことでも安全性の問題、それから環境負荷の問題なんか見ますと、やはり本当にこれが現段階でまだまだ安全だとは言いきれないだろうと思っております。

そんなことから、今回もその点に関してありますし、反対をさせていただきたいと思っております。

○議長（相馬和弘） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

○2番（白石玲子） 環境の問題というのは、今ほどの議員から御指摘もございました。私は、現実的な問題として柳泉園組合でごみ処理をしているということについては、それはそれで一定やはり現段階の中では最大限の努力をされているとは思っています。今ほどの議論の中でも、やはり予算の面に関しましても、ほかの面に関しましても、それぞれのお立場で努力を重ねられて随分改善されてきていると評価をしています。

ただ、やはり不燃物の再利用の問題に関しまして、そしてまた、エコセメントの問題に関しましては、私はやはりかなり長期的なところで経過を見ていかなければわからないと思うので、その点についてはすべてがいいとは必ずしも言い切れないところはあるんですけれども、それはそれでやはり今後の研究なり経過というものをきちんと見ていくということが必要かと思っておりますし、また、実際にごみの問題をどう処理していくのかという

のは、ベストというのはなかなか難しいかなとは思っていますけれども、私たちがやはり生きているときにそれぞれごみを出して、それを処理していくときに最大限の努力をともにしていくことが必要だと思っています。

そういう意味で、環境の問題については今後の柳泉園側の御努力をお願いしたいということと、ともにそういう問題について私たち自身にも市民としての責任があるということも確認した上で賛成をしていきたいと思えます。

○議長（相馬和弘） 次に、反対討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 賛成討論の方、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） それでは、以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第7号、平成19年度柳泉園組一般会計予算を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（相馬和弘） 挙手多数であります。よって、議案第7号、平成19年度柳泉園組一般会計予算は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

---

○議長（相馬和弘） ここで、地方自治法の改正により柳泉園組規約が改正され、平成19年4月1日から施行されることに伴い、石津収入役が3月31日をもって柳泉園組収入役を辞職されることになり、今議会が最後の議会となりますので、一言ごあいさつをお願いいたします。

○収入役（石津省次） 議長より発言のお時間をいただきましてありがとうございます。

今、議長からお話ありましたように、3月末日をもちまして収入役の職を辞することになりました。平成15年9月の就任以来、今日まで皆様方に御指導、御協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

○議長（相馬和弘） 石津収入役、どうも御苦労さまでございました。ありがとうございました。

これにて平成19年第1回柳泉園組議会定例会を閉会といたします。

午後 3時18分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 相馬和弘

議 員 上 田 芳 裕

議 員 板 垣 洋 子